第2次能代市環境基本計画

「みんなでつくり 次世代へつなぐ 環境のまち のしろ」

> 平成30年3月 (令和5年3月見直し) 能代市

はじめに



本市では、平成20年3月に「能代市環境基本計画」を策定し、市民及び事業者の皆様とともに、この計画の目指すべき環境像である「豊かな自然と共生し、安全で安心して住める環境のまちのしろ」の実現に向け取り組んでまいりました。

策定から10年間が経過し、気候変動に象徴される地球温暖 化の進行、里山の荒廃や生態系の変化といった、新たな状況が 生じておりました。また、平成23年3月に発生した東日本大 震災は、従来の環境政策に大きな影響を与え、環境問題と密接 な関係にあるエネルギー供給についても、省エネルギーや再生 可能エネルギーなどの取り組みの重要性が高まりました。

本市においても、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指し、行政、事業者、そして市民一人ひとりが連携を図りながら、より一層取り組みを進めていく必要があると考えております。こうした状況を踏まえ、平成30年3月に、健全で恵み豊かな本市の環境を次世代に引き継ぐため、「みんなでつくり 次世代へつなぐ 環境のまち のしろ」という目指すべき環境像を掲げ、「第2次能代市環境基本計画」を策定し推進してまいりました。この度は、計画期間の中間年を迎えたことから、指標目標を中心に計画の見直しを行いました。本計画の実現に向け、引き続き市民及び事業者の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、本計画の見直しに当たり、ご審議をいただきました能 代市環境審議会の皆様、貴重なご提言をいただきました能代市 環境のまちづくり市民懇談会の皆様をはじめ、市民、事業者の皆 様に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご協力 を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

能代市長 齊 藤 滋 宣

目 次

序	章	計画	面の基	本的な	考え方	ī								
1	- 1	計画策	定の起	郵旨 ⋯									 	6
2														
3														
4														
5					節囲 ·									
6														
7	Ī	計画の	構成		• • • • • • • • • •		••••	• • • • •				•••••	 	· 12
第一	章	計画	面の瑪	別と調	題									
1.	1	能代市	すのす	がた …									 	13
1.	2	第1岁	画信が	の検証									 	17
1.	3				況と課題									
1.	4													
第 2	2章	計画	画の目	指すも	の									
	. 1				と基本目]標像							 	39
	2	環境旅	策の	体系 …									 	41
第3	3章	環境	施策	の展開	方向									
	. 1				共生する									
					を守りま									
					や農地の									
ć	3. 1.	3 自然	然を積	極的に	活用しま	す。 …	• • • • • •	• • • • •		•••••			 	43
	2				らせる言									
Ç	3. 2.	1 1	りよい	生活環境	竟を創出	します		• • • • •			• • • • • • • •		 	44
9	3. 2.				確保に努									
ć	3. 2.	3 環境	竟リス	クの軽	減に取り	組みま	す。	••••		•••••	•••••	• • • • • • • •	 	46
					資源が徘									
					原化に取									
					励行しま									
Ç	3. 3.	3 再生	上可能	エネル	ギーの導	『入を進	めま	す。	••••	•••••		• • • • • • •	 •	49
					、自ら行									
Ç	3. 4.	1 環境	竟学習	の振興	を推進し	/ます。	• • • • •	• • • • •	• • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • • •		 	50
					の育成を									
) 1	つ もよ	11 \ +3	オナベ	くりを消	ニムモナ							 	

第4章	重点環境施策	
		52
4.2	重点環境施策の内容	53
4. 2.	1 身近な自然環境に対する意識の高揚を図り、自然との共生に取り組みます。	53
4. 2.	2 安全・安心な食の提供と地産地消の推進に取り組みます。	55
4. 2.	3 廃棄物の減量化に取り組みます。	57
4. 2.		59
4. 2.	/ V V V V V V V V V V V V V V V V V V V	61
4. 2.	6 環境に関する情報発信の強化に取り組みます。	63
第5章	計画の実現に向けて	
5. 1	市民・事業者・行政のパートナーシップ	65
5. 2	推進体制の整備	65
5.3		66
5.4	計画の進行管理・見直しの実施	66
5. 5	環境に関する情報の公開 ····································	66
資料編	(68

序章 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨、計画の性格と役割、各主体の役割など、この計画に関する基本的な考え方を示します。

1 計画策定の趣旨

~「みんなでつくり 次世代へつなぐ 環境のまち のしろ」を目指して~

能代市は、母なる米代川の恵みを受けながら、日本海と風の松原、豊かな能代平野に抱かれ、また、世界自然遺産白神山地や奥羽山脈に連なる美しい山々を望み、天然秋田 杉が林立し、四季の移ろいが鮮やかなきみまち阪県立自然公園、渡り鳥の重要な飛来地である小友沼等を擁する優れた自然に恵まれています。

本市は、平成18年3月に旧能代市と旧二ツ井町が合併し、新しい能代市となりました。合併後の新市においては、「能代市環境保全条例」(平成18年3月施行)による公害の未然防止に努めるほか、「環境宣言」(平成19年3月宣言)を行い、健全な環境を次世代に引き継ぐため、環境に負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、人と環境にやさしいまち能代をつくることとしております。

また、「能代市環境基本条例」が定める基本理念の実現に向けて、平成20年3月、「能代市環境基本計画」(以下「第1次計画」という。)を策定して各施策を総合的、計画的に推進してきました。平成25年3月には、環境施策を取り巻く状況の変化に対応するため、第1次計画の重点環境施策に関わる指標目標の設定などについて見直しを行い、環境保全施策を展開してまいりました。

これまでの取り組みにより、本市の豊かな自然環境の保全や安全で安心な環境づくり、ごみの減量や資源化など市民の環境に対する意識は確実に高まってきておりますが、本市の豊かな環境を維持し、次世代に引き継いでいくためには、一層の取り組みを進めていくことが必要です。また平成27年9月、国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、さらに平成27年12月にはCOP21で「パリ協定」が採択され、地球温暖化対策を始め、持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでいくことが求められております。

こうしたことから、平成29年度で計画期間が満了する第1次計画について、その検証や市民アンケートの調査結果を踏まえ、また環境をめぐる情勢の変化へ対応するため、これから10年の本市の環境施策の道標となる新たな「能代市環境基本計画」(以下「第2次計画」という。)を策定し、令和4年度には重点環境施策の指標目標を見直しすることとしました。

○環境宣言

環境宣言

わたしたちは、北に世界自然遺産の白神山地、西に広大な日本海、東に奥羽山脈を望み、米代川や風の松原、きみまち阪などの自然豊かな地に住んでいます。

しかし、昨今の利便性を過度に求めてきた社会・経済活動は、 環境への負荷を増大させ、地域環境のみならず地球環境規模に まで大きな影響を及ぼしています。

これらの環境問題を解決するためには、まず身近な地域から 具体的な行動を起こし、市民、事業者、市が協働して一つひと つの問題に取り組んでいかなくてはなりません。

わたしたちは、健全な環境を次世代に引き継ぐため、環境に 負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、人と 環境にやさしいまち能代をつくることをここに宣言します。

- 1 さわやかな空気や豊かな緑、清らかな水環境を守ります
- 1 ものを大切にし、環境に負荷の少ない生活スタイルを推進します
- 1 地域、世代をこえて手をつなぎ、多様な知恵を出し合いながら行動します

平成 19 年 3 月 20 日

能代市

〇能代市環境基本条例第3条(基本理念)

「能代市環境基本条例」第3条では、環境の保全と創造について、次の基本理念を 定めています。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が、健康で文化的な生活を営むことのできる恵み 豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に継承されるよう適切に行われなければ ならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが健全に共生していくことを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適切な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 計画の性格と役割

○この計画は、「能代市環境基本条例」第8条に定める環境の保全と創造に関する基本 的な計画であり、環境の保全と創造に関する施策(以下「環境施策」という。)を総 合的かつ計画的に推進するためのものです。

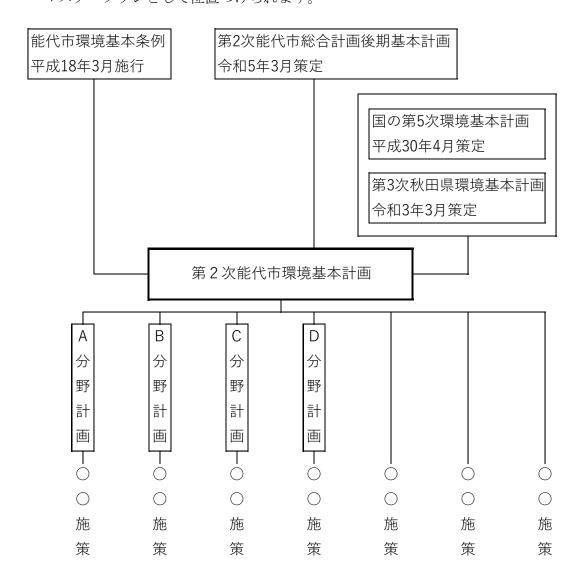
〇能代市環境基本条例第8条(環境基本計画)

「能代市環境基本条例」第8条では、能代市環境基本計画の策定を定めています。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に 関する基本的な計画として能代市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定 めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な 事項
- 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、能代市環境審議会の意見を聴かなければ ならない。

○この計画は、国の「第5次環境基本計画」(平成30年4月策定)や「第3次秋田県環境基本計画」(令和3年3月策定)及び「第2次能代市総合計画後期基本計画」(令和5年3月策定)との整合性を図りながら、本市の環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的目標及び施策の方向、環境施策の推進方策などを示した本市の環境行政のマスタープランとして位置づけられます。



○この計画は、環境施策の基本的な方向を示すものであり、本市における環境施策は、 この計画に基づき策定・実施するものとします。また、施策の策定・実施に当たって は、この計画との整合を図ることにより、環境の保全と創造について配慮するものと します。

3 計画対象期間

計画対象期間は平成30年度を初年度とし、令和9年度を目標とする10年間とします。

ただし、第4章重点環境施策で定める指標目標については5年後を目標として設定しており、中間年である令和4年度に検証を行った上で見直しを行い、最終年度の指標目標を設定しました。

4 計画対象地域

計画の対象地域は、能代市全域とします。ただし、市域周辺の環境や地球環境への影響も、十分に配慮するものとします。

5 計画対象とする環境範囲

この計画では、現在及び将来、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保していくために必要な生活環境、自然環境、社会環境及び地球環境の4つの環境範囲を設定します。

この環境範囲と対象とする環境要素は、ともに有機的に連携をしており関係が深い環境要素は、次に示すとおりです。

	生活環境	
〇大気	Ozk	
〇音	〇土壌	
〇匂い	○気象	
〇交通		
	リサイクル	
〇水資源、	エネルギー	など

	自然均	 東境		
〇大気	〇水			
○音	$O\pm$	壌		
○気象	〇地	形		
〇森林	〇農	地		
〇水辺地	(河川、	池沼、	海岸)	
○動植物			など	
-				

占 ALTELLA

社会環境	
〇大気	
○水	
○交通	
○公園緑地	
○歴史的・文化的資源	
○事業活動	など

地球環境	
〇大気 〇水	
○環境教育・環境学習	
○環境保全活動	
○環境情報	
○地球温暖化	
○酸性雨	など

6 各主体の役割

環境の保全と創造を進めていくためには、社会の構成員であるすべての主体が、それ ぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、自主的・積極的に行動を起こしていくこと が必要です。

(1) 市の役割

市は、地域環境の保全と創造に関する取組の調整者及び主たる推進者としての役割を 踏まえ、この計画に基づく環境施策を実施するとともに、市自らも、事業者・消費者と しての環境の保全と創造に関する行動を率先して実行します。

【参考 能代市環境基本条例第4条(市の青務)】

(市の青務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、 実施する責務を有する。

(2) 市民の役割

市民は、人間と環境との関わりについて理解を深め、日常生活に伴う環境への負荷の 低減や地域の環境保全活動への参加に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力す ることが必要です。

【参考 能代市環境基本条例第5条(市民の責務)】

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源およびエネルギーの 消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら 努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業活動における環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施す る環境施策に協力することが必要です。

【参考 能代市環境基本条例第6条(事業者の責務)】

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴 って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる 責務を有する。
- 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行う に当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることに よる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃 乗物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市
- が実施する環境施策に協力する責務を有する。

7 計画の構成

この計画は、以下のような構成となっています。

- 第1章 第1次計画の検証と本市の環境要素ごとの現況と課題及びこれを大きく整理した4 つの課題を示しています。
- 第2章 令和9年度を展望した長期的な目標として環境面からみた**目指すべき環境像**とそれを支える**基本目標像**を掲げ、この環境像の実現に向けての**環境施策の体系**を示しています。
- 第3章 目指すべき環境像の実現に向け、取り組むべき具体的な**環境施策の展開方向**を示しています。
- 第4章 この計画を牽引する先導的かつ優先的な環境施策を**重点環境施策**と位置づけ、指標 目標及び市民・事業者の取組を示しています。
- 第5章 この計画の実効性を高め、効果的な推進を図るための仕組みを示しています。

第1章 環境の現況と課題 能代市のすがた 第1次計画の検証 | 環境要素ごとの現況と課題 | 課題の整理 第2章 計画の目指すもの 目指すべき環境像 基本目標像 豊かな自然を守り共生するまち 2 健康で安心して暮らせるまち 3 資源を大切にし、資源が循環するまち 4 環境について学び、自ら行動できるまち みんなでつくり 次世代へつなぐ 環境のまち のしろ 環境施策の体系 目指すべき環境像 → 基本目標像 → 環境施策の基本的方向 第3章 環境施策の展開方向 第4章 重点環境施策 1. 身近な自然環境に対する意識の高揚を図り、自然との共生に取り組みます。 2. 安全・安心な食の提供と地産地消の推進に取り組みます。 3. 廃棄物の減量化に取り組みます。

第5章 計画の実現に向けて

4. 温室効果ガス排出量の抑制に取り組みます。

5. ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。6. 環境に関する情報発信の強化に取り組みます。

第1章 環境の現況と課題

1. 1 能代市のすがた

(1) 自然特性

①位置・地形

本市は秋田県北西部に位置し、東は北秋田市・上小阿仁村、西は日本海、南は三種町、北は八峰町・藤里町に接し、東西約30km、南北約35km、面積は426.95km。となっています。

東北地方を縦断する奥羽山脈に源を発する1級河川の米代川が、市域のほぼ中央部を東西に流れ、その下流部には能代平野が広がっており、そのほとんどが居住地と農地になっています。その両側には広大な台地が広がり、大部分が農用地として活用されています。

また、南東部には房住山を主体になだらかな丘陵地が、西側には日本海に沿って南北に砂丘が連なり、湖沼が点在しています。

②気候・気象

本市の気候は四季の移り変わりが明瞭で、対馬海流の影響で年間平均気温は10℃ 前後と温暖ですが、冬は低温で、日本海側特有の北西の強い季節風により吹雪になる 日も多く、降雪日数は平均70日程度あります。

③環境特性

本市の北部は世界自然遺産の白神山地と接し、豊かな自然に恵まれた森林が続きます。海岸部の砂丘地は、飛砂防止のために先人が苦労して植林した広大なクロマツ林「風の松原」が南北に広がり、その背後には、ガン・カモ類などの飛来地として知られる小友沼などの湖沼があります。また東端には、「天神様と八郎太郎」の伝説が残る七座山や県立自然公園の「きみまち阪」などがあり、多くの人々に親しまれております。

(2) 社会特性

① 人口

令和2年の国勢調査人口は49,967人で、平成12年からの20年間で15,269人(23.4%)の減少となっており、減少傾向が続いています。特に、平成27年から令和2年にかけては8.7%と大きく減少しており、その減少幅は年々拡大してきています。

世帯数は21,191世帯で、平成12年からの20年間で1,553世帯(6.8%)減少しています。

また、年齢階層別の人口は、年少人口と生産年齢人口の減少が続く中、高齢者人口は増加しており、少子・高齢化社会への移行が一層強まっています。

■ 人口・世帯数の推移

資料 国勢調査

調査年	人I		世帯	人数/世帯	
<u> </u>	総 数	増加率	総 数	増加率	八奴/ 巴市
平成 12 年	65,237	-3.8%	22,744	2.4%	2.87
平成 17 年	62,858	-3.6%	23,138	1.7%	2.72
平成 22 年	59,084	-6.0%	22,806	-1.4%	2.59
平成 27 年	54,730	-7.4%	22,371	-1.9%	2.45
令和 2年	49,968	-8.7%	21,191	-5.3%	2.36
増加数/率 R2/H12	-15,269	-23.4%	-1,553	-6.8%	

■ 能代市における年齢階層別人口

資料 国勢調査

				,	
調査年	区分	年少人口	生産年齢人口	高齢人口	総 数
		(15 歳未満)	(15~65 歳未満)	(65 歳以上)	
平成 17 年	人数	7,468	36,987	18,396	62,858
	構成比	11.9%	58.8%	29.3%	_
平成 22 年	人数	6,530	33,180	19,269	59,084
	構成比	11.1%	56.2%	32.6%	_
平成 27 年	人数	5,058	28,184	20,248	54,730
	構成比	9.5%	52.7%	37.9%	_
令和 2年	人数	4,231	24,962	20,775	49,968
	構成比	8.5%	49.9%	41.6%	_

② 土地利用

本市における令和3年1月1日現在の土地利用状況は、田が16.5%、畑が3.4%と農用地の比率が高くなっていますが、平成28年と比較するとわずかですが減少傾向にあります。宅地は4.1%でほぼ横ばいとなっています。

■ 土地地目別面積

各年1月1日 単位:千㎡

区	分	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成28年	面積	426, 950	70, 956	14, 790	17, 422	4, 127	54, 354	55, 405	6, 457	203, 439
	割合	100.0%	16.6%	3. 5%	4.1%	1.0%	12.7%	13.0%	1.5%	47. 6%
令和 3年	面積	426, 950	70, 536	14, 414	17, 506	4, 124	54, 540	54, 586	6, 542	204, 702
	割合	100.0%	16. 5%	3.4%	4. 1%	1.0%	12.8%	12.8%	1.5%	47. 9%

資料 令和3年度「能代市の統計」

③ 産業・経済

令和2年度の就業者数は、22,906人、総人口の45.8%で、全国平均(45.7%)とほぼ同率です。

また、産業別就業者の割合は、農業が大部分を占める第1次産業が8.4%、建設業、製造業など第2次産業が21.8%、卸・小売やサービス業などの第3次産業が69.0%となっており、10年間の比較では、第1次産業が81.6%、第2次産業が76.0%と大きく減少しており、減少幅の少ない第3次産業でも93.1%と1割に近い減少となっています。

■ 産業別就業者(15歳以上)数の推移

資料:国勢調査

区分	平成 22 年	平成 27 年	令和	2年	10 年間比較
	人数	人数	人数	構成比	R2/H22
第1次産業	2, 364	2, 104	1, 928	8.4%	81.6%
農業	2, 223	1, 964	1,800	7.9%	81.0%
林業	130	128	115	0.5%	88.5%
漁業	11	12	13	0.0%	118.2%
第2次産業	6, 560	5, 697	4, 984	21.8%	76.0%
鉱業	10	18	10	0.0%	100.0%
建設業	2, 695	2, 533	2, 307	10.1%	85.6%
製造業	3, 855	3, 146	2,667	11.7%	69. 2%
第3次産業	16, 994	16, 495	15, 814	69.0%	93. 1%
電気・ガス・水道業	196	210	259	1.1%	132. 1%
運輸・通信業	1, 313	1, 103	1, 106	4.8%	84. 2%
卸売業・小売業・飲食店	5, 764	5, 069	4, 542	19.8%	78.8%
金融・保険業	467	402	346	1.5%	74. 1%
不動産業	215	220	217	1.0%	100.9%
サービス業	8,016	8, 425	8, 269	36. 1%	103.2%
公務	1,023	1,066	1,075	4.7%	105. 1%
分類不能の産業	48	453	180	0.8%	375.0%
合 計	25, 966	24, 749	22, 906	100.0%	88. 2%

令和元年の市内総生産は、2,156億円余りで、平成26年との比較では40億5千万円、約2ポイント増加しています。

平成23年との比較では、建設業の他、第3次産業のほぼ全般で増加しています。

■ 産業別市内総生産の推移

単位:百万円

		平成 23 年	平成 26 年	令和	元年	8年間比較
		実 績	実 績	実 績	構成比	R 元/H23
角	第1次産業	5, 690	4, 462	5, 009	2.3%	88.0%
	農業	5, 174	4,009	4, 615	2. 1%	89. 2%
	林業	490	427	371	0.2%	75. 7%
	水産業	26	26	23	0.0%	88.5%
戶	· 第2次産業	47, 805	49, 808	42, 625	19.8%	89. 2%
	鉱業	111	0	0	0.0%	0.0%
	製造業	37, 954	37, 511	17, 403	7.8%	45.9%
	建設業	9,740	12, 297	25, 222	11.2%	259.0%
戶	· 第3次産業	142, 214	157, 584	169, 052	78.4%	118.9%
	電気・ガス・水道業・廃棄物処	12, 230	25, 709	32, 693	14.6%	267.3%
	理業					
	卸売・小売業	17, 084	17, 395	17, 293	7.7%	101.2%
	運輸・郵便業	8, 661	9, 237	9, 656	4. 3%	111.5%
	宿泊・飲食サービス業	4, 178	4, 103	4, 389	2.0%	105.1%
	情報通信業	3, 985	4, 181	4, 023	1.8%	101.0%
	金融・保険業	5, 633	5, 509	5, 468	2.4%	97.1%
	不動産業	25, 960	25, 683	26, 509	11.8%	102.1%
	専門・科学技術、業務支援サー	8, 619	9, 224	10, 811	4.8%	125. 4%
	ビス業					
	公務	11, 491	10, 918	11,076	4. 9%	96.4%
	教育	10, 573	10, 565	10, 319	4.6%	97.6%
	保健衛生・社会事業	24, 526	26, 070	27, 659	12.3%	112.8%
	その他のサービス業	9, 274	8, 990	9, 156	4.1%	98. 7%
車	輸入品に課される税・関税等	-95	-212	-990	-0.4%	1042. 1%
	市内総生産	195, 614	211, 642	215, 696	100.0%	110.3%
		ı	V/⇔ vI		<u> </u>	(X)

資料:秋田県市町村民経済計算年表

1.2 第1次計画の検証

第1次計画では、市民・事業者に特に望まれているもの、市として重点的に取り組むべきもの、能代らしさのあるもの、の3つの視点で、次の6つの重点環境施策を掲げています。

- ・貴重な自然環境を継承するため、保全活動に取り組みます。
- ・安全・安心な食の提供と地産地消の推進に取り組みます。
- ・安全で安定した飲用水の確保と生活排水対策に取り組みます。
- ・循環型社会の形成に取り組みます。
- ・温暖化防止のため、省エネルギー対策に取り組みます。
- ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。

これらの施策には、それぞれ指標目標を設定し、その達成に取り組んできました。

第1次計画の中間見直し(平成25年3月)では、社会情勢の変化等による指標目標の一部変更なども行い、新たな目標に向かって環境施策を推進してきました。

重点環境施策の指標目標の達成率は、次のページのとおりとなっています。達成率が 100%を超えた指標目標が2項目、100%から70%が6項目、70%に満たない 指標目標が5項目となっています。中には目標と現実の乖離や数値の出し方が統一されていないものなどもあり、一部見直すことも必要ですが、健全な環境を次世代に引き継ぐため、環境に負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、人と環境にやさしいまち能代をつくるためには、重点施策全般にわたって、より一層の取り組みや継続した取り組みが必要です。

なお、温暖化防止の達成率が20%と極端に低くなっていますが、これは、市役所庁舎分の温室効果ガス排出量の削減を指標目標としましたが、新庁舎建設等で目標達成が困難になりました。今後新たな目標の設定が必要です。

第1次能代市環境基本計画指標目標の達成状況

				 現	. 況	口無法	、 去口	+ *
			項 目	数値	年 度	→ 目標値	達凡	火 华
1	貴!	重な	自然環境を継承するため、保全	活動に取	り組みます			
		1-1	米代川やきみまち阪、風の松原などの豊かな自然を他に誇れると思う市民の割合(市民意識調査)	63.8%	H28	85.0%	75.0	122.9
		1-2	環境学習講座(環境大学・こども 環境探偵団)参加人数(延べ人数)	256人	H28	150人以上	170.7	
2	安全	全・	安心な食の提供と地産地消の推	進に取り	組みます			
		2-1	地元産の農産物は安全でおいしい と思う市民の割合(市民意識調 査)	80.8%	H28	90.0%	90.0	76.4
		2-2	学校給食で使用している野菜類の うち秋田県産の割合(重量比)	43.9%	H27	70.0%	62.7	
3	安:	全で	安定した飲用水の確保と生活排	水対策に	取り組みまっ	j		
		3-1	水道普及率	90.7%	H27	90.0%	100.8	96.9
		3-2	汚水処理人口普及率	70.7%	H28	76.0%	93.0	90.9
4	循环	環型:	社会の形成に取り組みます					
		4-1	1人1日あたり家庭系ごみ排出量 (資源化物を除く)	527g	H28	500g	94.9	
		4-2	資源リサイクル関連企業の新設・ 増設数	4件	H27	7件	57.1	
		4-3	リサイクル率	8.11%	H28	12.0%	67.6	71.4
		4-4	たい肥化を含む生ごみの資源化に 取り組む市民の割合(市民意識調 査)	13.2%	H28	20.0%	66.0	
5	温日	暖化	防止のため、省エネルギー対策	に取り組	lみます			
		5-1	市役所庁舎分の温室効果ガス排出 量の削減	0.6%	H27 (基準年H25)	3.0%以上	20.0	20.0
6	ح" ح	みの	ないきれいなまちづくりに取り	組みます				
		6-1	クリーンパートナー登録団体数	28団体	H28	30団体以上	93.3	OF 7
		6-2	春のクリーンアップ参加人数割合 (全人口比)	3.9%	H29	5.0%以上	78.0	85.7

1. 3 環境要素ごとの現況と課題

本市の環境要素ごとの現況と課題を示します。

(1) 大気環境

大気汚染の主な原因は、石油等の化石燃料の燃焼により排出される二酸化硫黄、二酸化窒素などが挙げられます。これらの測定結果を見ると、環境基準値より一桁低い値で推移しています。また、最近話題となっている微小粒子状物質 PM2.5 も今のところ環境基準を満たしています。市民アンケートの結果を見ても、「空気のきれいさ」では、「満足」、「どちらかといえば満足」をあわせた回答が 9 6 %、平成 2 9 年の市民アンケート(以下、「前回調査」という。)と同率で、多くの方が満足していることを示しています。

一方で野焼きによる煙の苦情も後を絶ちません。廃棄物の野焼きはダイオキシン類の 発生源となると言われており、今後とも、市民への啓発や工場や事業場等への指導・監 視などを行い、良好な大気環境の保全に努める必要があります。

大気汚染物質の平均濃度の推移

◇二酸化硫黄 (SO₂) ※環境基準 0.04ppm (1日平均値の年間 2%除外値)

<u> </u>	~ 一以 ID Nit No (cock) 水水の全土 ci ci ippiii (: 日) Ni IL co) IN I = void (v) IL)											
測定局	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2		
能代西	0. 002	0. 002	0. 002	0.003	0. 002	0. 001	0. 002	0. 001	0. 001	0.000		
檜 山	0. 003	0. 002	0. 001	0.003	0. 003	0. 001	0. 002	0. 001	0. 001	0. 001		

◇二酸化窒素 (N0₂) ※環境基準 0.04~0.06ppm またはそれ以下 (1日平均値の年間 98%値)

<u> </u>	▽一畝旧主										
測定局	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	
能代西	0. 008	0. 008	0. 007	0.008	0. 007	0. 007	0. 005	0. 005	0. 007	0. 008	
檜 山	0. 004	0. 005	0. 004	0. 004	0. 003	0. 003	0. 003	0. 003	0. 002	0. 002	

測定局	H28		ŀ	129	H30		R 元		R2	
	98%値	年平均値	98%値	年平均値	98%値	年平均値	98%値	年平均値	98%値	年平均値
能代西	22. 0	9. 0	30. 3	9. 3	35. 3	12. 9	22. 5	8. 4	21.8	8. 6

市民アンケート 空気のきれいさに関する満足度

市民ノンノー・エスペンとイングと「一民ノ」の間に反									
887 4	令和4	1年度	平成29年度						
問7. 1	回答数	割合	回答数	割合					
満足	369	52%	376	48%					
どちらかといえば満足	311	44%	379	48%					
どちらかといえば不満足	26	4%	24	3%					
不満足	2	0%	8	1%					
合計	708	100%	787	100%					

(2)交通

本市の道路網は高規格幹線道路である日本海沿岸東北自動車道の整備が進むとともに、これに国道7号、国道101号、さらに県道、市道が相互に連絡する体系となっています。国道101号柳町と国道7号新山前の交通量は平成22年とほぼ同じですが、国道7号字冷清水と飛根字富根については、平成19年に能代東IC・二ツ井白神IC間が開通し、平成22年の調査は推計値だったものが今回実測値に変わったことにより大幅に減少していますが、高規格道路の交通量を加えると、若干増加しています。

また乗用車保有台数は3万台余りで、1人当たりの保有台数は0.60台と年々増えていますが、公共交通機関の利用者は、年々減少してきています。市民アンケートでは、「電車・バスなど公共交通機関の利用のしやすさ」について、「不満足」、「どちらかといえば不満足」をあわせた回答が73%で、依然として多くの方が満足していないことを示しています。

公共交通機関や自転車の利用促進、低公害車などの普及により、自動車排出ガスによる大気への影響を軽減していく必要があります。

主な道路の交通量の推移(昼間12時間交通量)

資料:道路交通センサス

地 点	平成6年	平成9年	平成11年	平成17年	平成22年	平成27年
国道101号柳町	14,260	15,557	15,430	16,553	14,764	14,825
国道7号新山前	12,700	13,469	14,062	16,490	16,693	16,178
国道7号字冷清水(鶴形)	9,860	10,454	10,626	11,769	14,023	4,546
国道7号飛根字富根	10,529	11,394	11,666	13,109	15,619	4,546

※斜字は推定交通量計測区間

乗用車保有台数の推移

	*	単位	:	台
--	---	----	---	---

年度	普通乗用車	軽乗用車	計	1人当たり 保有台数
平成29年	17,215	13,892	31,107	0.57
平成30年	17,073	14,064	31,137	0.58
平成31年	16,950	14,014	30,964	0.59
令和 2年	16,789	13,953	30,742	0.59
令和 3年	16,661	14,008	30,669	0.60

※資料 山本地域振興局、税務課

市民アンケート 公共交通機関に関する満足度

市式アンティームバス地域内に関する神に及										
B7. C	令和4	1年度	平成29年度							
問7. 6	回答数	割合	回答数	割合						
満足	23	3%	41	6%						
どちらかといえば満足	160	24%	181	24%						
どちらかといえば不満足	299	44%	307	41%						
不満足	198	29%	221	29%						
合計	680	100%	750	100%						

(3) 水環境

本市は米代川の下流に位置し、日本海に面するなど水環境と深い関わりの中で生活が営まれてきました。

しかし、都市化の進展にともない、生活排水や工場・事業場からの排水が増大し、恒常的に水質の悪い河川も見られます。水質の調査結果では、河川、池沼のほとんどで、何らかの項目が環境基準を超えています。また、油の流出事故も多くなっています。

市民アンケートでは、「河川や湖沼、せきなど水辺のきれいさ」について、72%の方が満足していることを示しており、前回調査より2ポイント増えています。

生活雑排水などの汚水処理のため、下水道整備や浄化槽等の普及などを進めていますが、令和3年度末の汚水処理人口普及率は76.09%であり、今後も整備を推進するとともに、工場・事業場等への指導・監視などにより、良好な水環境の保全に努める必要があります。

主な河川・池沼の水質調査結果の推移 資料 環境衛生課

単位: mg/0

地点名	項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	環境基準
悪土川 (米代川合流点)	BOD	4.6	2.1	8.4	3.1	2.8	3mg/l以下
檜山川 (米代川合流点)	BOD	4.5	0.7	1.6	18.0	1.6	2mg/l以下
浅内沼	COD	24.0	24.0	21.0	19.0	26.0	3mg/l以下
小友沼	COD	10.0	10.0	14.0	13.0	9.5	5mg/l以下

※BOD:生物化学的酸素要求量 COD:化学的酸素要求量 ※データは、各年8月または9月の採水

市民アンケート 河川や湖沼、せきなど水辺のきれいさに関する満足度

問7. 2	令和4	1年度	平成2	.9年度
A / . Z	回答数	割合	回答数	割合
満足	121	17%	115	15%
どちらかといえば満足	383	55%	424	55%
どちらかといえば不満足	159	23%	184	24%
不満足	31	5%	42	6%
슴計	694	100%	765	100%

(4)音環境

「風の松原」は、平成8年7月、環境庁の音環境を保全する上で特に意義があるもの と認められる「残したい日本の音風景100選」に選定されています。

市民アンケートでは、「生活空間の静けさ」について、89%の方が満足しているこ とを示しており、前回調査より1ポイント増えています。

音は、日常生活と密接で、なかなか避けることのできないものです。そして時に心地 よかったり、時に不快だったり、極めて感覚的な要素を含んでいます。その発生源は、 一般家庭や自動車等の交通機関のほか、飲食店、工場、事業場、建設作業など多種多様 です。

騒音については環境基準が定められ、平成24年3月に「騒音に係る環境基準」が改 正されています。これまでに行った調査では、一般環境騒音は環境基準を満たしており ますが、自動車交通騒音では令和3年度に調査した国道7号二ツ井上山崎地内が環境基 準を超える結果となっています。

また、事業活動に伴う騒音・振動による苦情や、日常生活における近隣騒音に対する 苦情も見受けられます。

今後も、法令等の遵守の指導・周知に努めるとともに、騒音・振動の監視等を継続し て行い、良好な音環境の保全に努める必要があります。

一般環境騒音及び自動車交通騒音調査 資料 環境衛生課

◇一般環境騒音	単位:dB(Laeq)
---------	-------------

区分	H29(出戸山神社)		H30(田子向地内)		R元(東能代中跡地)		R2(向能代小跡地)		R3(二ツ井公民館)	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
測定値	43	37	41	36	50	41	45	39	38	37
基準値	55	45	55	45	55	45	55	45	55	45

◇自動車交通騒音 単位:dB(Laeq)

区分	H29(国道7号昇平岱)		H30(国道7号寿域長根)		R元(国道7号中関)		R 2 (県道常盤峰浜線槐)		R3(国道7号二ツ井上山崎)	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
測定値	65	56	66	59	65	61	62	51	75	68
基準値	70	65	70	65	70	65	70	65	70	65

市民アンケート 生活空間の静けさに関する満足度

BBO 0	令和4	1年度	平成29年度		
問8. 3	回答数	割合	回答数	割合	
満足	269	38%	290	37%	
どちらかといえば満足	364	52%	397	51%	
どちらかといえば不満足	57	8%	73	9%	
不満足	17	2%	22	3%	
合計	707	100%	782	100%	

(5) 公園 • 緑地

都市公園は、総数29箇所、総面積41.96haとなっています。これを一人当たり面積に換算すると約8.2㎡となり、令和2年度の全国平均(10.7㎡)を下回っています。しかし、本市には、都市公園に含まれない風の松原、米代川などの河川緑地やきみまち阪県立自然公園、毘沙門憩の森などの緑地が豊富にあり、恵まれた環境になっています。特に風の松原は、市街地と隣接していながら、緑豊かで全国的にも類を見ない規模の大きさと景観が多くの市民に親しまれています。市民アンケートでも、「能代市が他に誇れる象徴的な場所、または重点的に保全・整備すべき場所」として「風の松原」が、第1位に挙げられています。

また、道路では街路樹などが、緑豊かな良好な景観形成に寄与しています。市民アンケートでは、「緑の豊かさ」について、96%の方が満足していることを示しており、前回調査より2ポイント増えています。

しかし、維持管理の不足などによる緑の質の低下も一部に見られ、松くい虫による被害も拡大しています。

今後とも、緑豊かな潤いのある環境の創造のため、公園緑地や街路樹などの整備と維持管理の充実を図る必要があります。

市民アンケート 他に誇れる象徴的な場所

BI 1 2	令和4	1年度	平成2	9年度
問13	回答数	割合	回答数	割合
風の松原	490	21%	617	21%
米代川	355	15%	395	14%
きみまち阪	276	12%	318	11%
旧料亭金勇	246	10%	318	11%
能代港	225	9%	286	10%
風力発電所	148	6%	161	6%
小友沼	131	6%	142	5%
檜山多宝院周辺	86	4%	172	6%
檜山城址	84	3%	107	4%
毘沙門憩の森	72	3%	52	2%
七座山	62	3%	51	2%
ふたつい白神郷土の森	57	2%	68	2%
仁鮒水沢スギ植物群落保護林	50	2%	81	3%
能代バイオマス発電所	44	2%	60	2%
太陽光発電所	28	1%	ı	ı
その他	28	1%	24	1%
슴計	2382	100%	2852	100%

市民アンケート 緑の豊かさに関する満足度

問8. 4	令和4	4年度	平成29年度		
D 8. 4	回答数	割合	回答数	割合	
満足	344	49%	364	47%	
どちらかといえば満足	331	47%	366	47%	
どちらかといえば不満足	29	4%	44	6%	
不満足	1	0%	4	0%	
슴計	705	100%	778	100%	

(6) 文化的 • 歴史的資源

本市の歴史は古く、麻生遺跡から出土した縄文時代の土面(東京大学所蔵)が重要文化財に指定されているほか、国指定史跡の檜山安東氏城館跡や杉沢台遺跡を初め、多くの歴史的資源や文化財が残されています。中でも檜山地区は多くの歴史的資源が集中し、本市の代表的な歴史地区ともなっています。また、市内各地区に、多くの埋蔵文化財が分布しており、こうした歴史的資源は、今後も、適正な保護策を講じるとともに、市民の財産として活用していく必要があります。

また、本市の長い歴史の中で、様々な文化や伝統行事が育まれています。県指定無形 民俗文化財である常州下御供作々楽(道地作々楽)や切石作々楽踊などの民俗芸能や能 代のねぶ流し行事(能代七夕)を始めとする様々な祭りが開催され、多くの見物客が訪 れています。また、八郎太郎や機織姫など、地域の伝説や民話なども残されています。 こうした本市の特色ある文化的資源は、今後とも保全・伝承に努める必要があります。

能代市所在等指定文化財

生涯学習スポーツ振興課

				有	形文化	財					4		記念物		
種	別	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡・古文書等	歴史資料	考古資料	無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	△□ 計
国指定												2			2
県指定		2		4		3	1	4			7	3		4	28
市指定		4	12	2	14	15		2		7	8	1		2	67
計		6	12	6	14	18	1	6		7	15	6		6	97

令和4年3月31日現在

(7) 気象

本市の気候は日本海側気候に分類され、冬の寒さが厳しく、海岸部は特に北西の季節風が強いため、雪は積もりにくいとされています。

こうした気象特性がもたらす風力の活用を図るため、日本海沿いには風力発電施設が稼働しています。また、市内の小中学校や福祉施設には太陽光発電や太陽熱利用システムも導入されています。再生可能エネルギーの導入について、市民アンケートでは、「積極的に導入すべき」「周辺環境に配慮して進めるべき」という方の合計が78%となっています。地球温暖化防止の観点からもこうした自然エネルギーの活用について、居住環境等に配慮しながら進める必要があります。

また、雪に強く快適に暮らせるまちづくりや、利雪・克雪を検討する必要があります。

月別平均風速(平成29年~令和3年)

単位:m

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成29年	4.6	5.2	4.0	4.4	3.5	3.2	2.7	4.0	3.5	3.6	4.9	5.5
平成30年	5.6	5.1	4.4	4.0	3.7	3.8	2.9	3.9	3.3	3.8	3.6	5.5
令和元年	5.4	4.8	4.5	4.2	3.6	3.6	3.5	3.3	3.4	3.9	4.8	5.0
令和 2年	4.3	4.8	4.4	4.7	3.7	3.4	3.1	3.1	4.4	3.9	4.3	5.3
令和 3年	5.5	5.8	4.1	4.0	3.8	2.9	3.3	3.7	3.7	3.4	4.1	5.2
平均	2.54	2.57	2.14	2.13	1.83	1.69	1.55	1.80	1.83	1.86	2.17	2.65

資料:気象庁アメダス

降雪の状況 (平成29年~令和3年)

単位:cm

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
降雪の合計	429	233	181	113	190
最深積雪	57	30	31	17	23

資料:気象庁アメダス

市民アンケート 再生可能エネルギーの導入について

884.0.4	令和4	4年度	平成29年度		
問16. 1	回答数	割合	回答数	割合	
積極的に導入を進めるべき	169	24%	388	49%	
周辺環境に配慮して進めるべき	381	54%	-	-	
導入は慎重に行うべき	86	12%	254	32%	
導入すべきでない	12	2%	9	1%	
わからない	62	8%	141	18%	
合計	710	100%	792	100%	

(8) 地 形

本市には、米代川及びその支流の流域に広がる平野部と、それを取り巻く山地、丘陵地、台地など、様々な地形が見られます。また、海沿いには日本海からの西風によって形成された砂丘地が見られ、北には世界自然遺産白神山地を望み、本市の特徴の一つになっています。

こうした様々な地形は、本市独特の自然景観を形成するとともに多様な生物の生息・ 生育をはぐくんでおり、土地利用に際しては、環境や景観に配慮する必要があります。

(9)森林

本市は森林が市域の約60%を占めており、南には日本一高い天然秋田杉などの巨木が林立するなど、環境の保全や公益的機能を維持する上で、重要な役割を担っています。また、森林は炭素のストック機能を有しており、木材のエネルギー利用はカーボンニュートラルで、地球温暖化の進行を抑えることにつながります。

しかし、森林の50%以上を占める私有林では、第1次産業の低迷や担い手の高齢化に伴い手入れの行き届かなくなった人工林の増加が目立ってきています。また最近では 林道周辺など、森林へのごみの散乱も目立ち、美しい森林景観が損なわれるだけでなく、 里山の荒廃により、クマなどの野生動物と人との住み分けがうまくいかず、農地や人的 被害へとつながってきています。また、森林利用に際してのマナーの低下も懸念されて います。市民アンケートでは、「里山や農村周辺の景色」について、89%の方が満足 していることを示しており、前回調査より1ポイント増加しています。

森林の持つ生物の生息・生育環境や水源かん養などの公益的機能は大きく、林家の理解の下に、今後とも保全していく必要があります。また、レクリエーションや環境教育の場などとして、森林を活用していく必要もあります。

森林の保有形態別割合

区 分	国有林	公有林	私有林
割合(%)	36.0	12.1	51.9

資料:秋田県林業統計(令和2年度)

市民アンケート 里山や農村周辺の景色に関する満足度

887 -	令和4	1年度	平成29年度		
問7. 5	回答数	割合	回答数	割合	
満足	222	32%	253	33%	
どちらかといえば満足	395	57%	417	55%	
どちらかといえば不満足	71	10%	81	11%	
不満足	8	1%	11	1%	
合計	696	100%	762	100%	

(10)農地

本市の土地利用構成を見ると、約20%を田畑が占めています。近年は農産物価格の低下や担い手の減少・高齢化などにより耕作放棄地が増えるなど、その公益的機能が十分果たせない状況にあります。

市民アンケートでは、「安心して食べられる食材の豊富さ」について、94%の方が満足していることを示し、前回調査より1ポイント増えています。

農地の持つ生物の生息・生育環境や水源かん養などの公益的機能は大きく、農家の理解の下に適正な管理を維持するとともに、環境にやさしい減農薬、有機農業への転換を進める必要があります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	田田 ひこり	9 る言に	ス	
887.0	令和-	4年度	平成2	9年度
問7. 3	回答数	割合	回答数	割合
満足	272	39%	285	37%
どちらかといえば満足	383	55%	438	56%
どちらかといえば不満足	40	6%	44	6%
不満足	4	0%	8	1%
合計	699	100%	775	100%

市民アンケート 安心して食べられる食材の豊富さに関する満足度

(11)水辺地(河川・池沼・海岸)

本市には、市街地を貫流する米代川を始め、常盤川や檜山川、種梅川などの河川、また渡り鳥の中継地で有名な小友沼を始め、浅内沼、落合沼など、多くの河川や池沼があります。また、米代川では二ツ井の桜づつみ公園など、河川敷を活用した河川緑地の整備が行われています。しかし平成19年9月、平成21年7月、平成25年9月とたびたびの豪雨で市内各所では床上浸水などの災害が発生しており、水害を防ぐために河川の更なる整備が必要となっています。

市域の西側は日本海に面しています。海岸は浸食防止のテトラポットや護岸提が整備され、自然の海岸は、浅内海岸の一部が残るのみとなっています。

こうした河川・池沼及び海岸などの水辺地を良好な状態で保全するとともに、水辺レクリエーションの場などとして活用し、潤いある環境の創造に努めていく必要があります。

(12) 動植物

常盤地区や種梅地区、田代・濁川地区などには自然植生が多く見られ、ブナの天然林も見られます。また七座山は原始の状態が保たれており、天然木と巨岩が折り重なる野生の森です。このような森林には、多種多様な動植物が生息・生育していることが確認されています。また、モリアオガエルやクロサンショウウオ、ジャコウアゲハやハッチョウトンボなど貴重な動物や昆虫類の生息も確認されています。

海岸沿いの砂防林「風の松原」は、日本100選の6冠を有し、鳥類を始めとして各種動植物が生息・生育しています。また、小友沼は多くの渡り鳥が飛来し、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップによる重要生息地ネットワークに登録されたほか、小友沼を含む米代川河口の池沼群が、環境省による日本の重要湿地500選に、さらに平成27年12月には、小友沼及びその周辺地域が、環境省の生物多様性保存上重要な里地里山に選ばれるなど、特色のある自然も残されています。

今後も、良好な自然を生かして、動植物の生息・生育環境の確保と、貴重種はもとより様々な動植物の保全が必要とされています。

また一方では、クマが人里に出没して危害を加えたり、アナグマやハクビシンがまち中に出没したり、さらにはこの地域に生息していなかったニホンジカやイノシシが目撃されるなど、野生動物とのかかわり方が課題となっています。

(13) 廃棄物・リサイクル

本市では「第2次能代市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、それに基づいて毎年実施計画を策定して廃棄物の減量と分別収集の徹底を行っています。

令和3年度のごみの総排出量は約19,695 t、そのうち生活系ごみは12,35 1 t、事業系ごみは7,344 tで、1人1日あたりのごみ排出量は1,020 gになります。このうち家庭ごみ(事業系ごみと資源ごみを除く)は1人1日あたり541 gで、前期の目標512 g は達成できませんでした。

また、資源のリサイクルを推進するため、ビン、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック類、水銀使用廃製品と紙類及び乾電池の資源化を図っていますが、令和3年度のごみ総排出量に対するリサイクル率は7.93%で、前期の目標8.7%は達成できませんでした。

市民アンケートでは、古紙や空き缶、空き瓶など、市の定める分別に努めている人は、95%となっており、前回調査より1ポイント改善しているものの、引き続き分別の普及・啓発活動を行う必要があります。また、市街地などでのタバコや空き缶のポイ捨て、山林や海岸などに家電製品などの不法投棄が見られます。市民アンケートでは、タバコやごみのポイ捨てなどのマナーについて、56%の方が満足していないことを示しています。前回調査より6ポイント改善していますが、それでもまだ半数以上の方が満足し

ていません。また、マナー向上のために必要と考える項目については、不法投棄に関する監視体制と罰則の強化、タバコのポイ捨てに対する罰金を含む規制措置などの回答が多く、その対策が強く求められています。

今後も、市民、事業者、行政が一体となって、廃棄物の減量化に取り組むとともに、環境に負荷を与えないよう、適正な処理に努める必要があります。さらに、ごみの分別とリサイクルの徹底により、ごみの資源化を促進する必要があります。

1人1日あたりのごみ排出量

資料 環境衛生課

区分	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R元	R 2	R3
事業系ごみ	383	408	419	409	400	410	425	430	397	398
資源ごみ	95	93	90	85	81	81	85	81	81	68
家庭ごみ	538	538	534	534	527	530	534	540	537	541
合 計	1,016	1,039	1,043	1,028	1,008	1,021	1,044	1,051	1,015	1,007

市民アンケート 市の定める分別に努めている人の割合

問9. 5	令和4	4年度	平成29年度		
рцо. О		割合	回答数	割合	
いつもしている	539	76%	582	73%	
どちらかといえばしている	146	20%	163	21%	
どちらかといえばしていない	20	3%	31	4%	
全くしていない	9	1%	16	2%	
合計	714	100%	430	100%	

市民アンケート タバコやごみのポイ捨てなどのマナーに関する満足度

問7. 7	令和4	4年度	平成29年度		
D / . /	回答数	割合	回答数	割合	
満足	46	6%	43	6%	
どちらかといえば満足	267	38%	246	32%	
どちらかといえば不満足	283	40%	331	44%	
不満足	110	16%	140	18%	
合計	706	100%	760	100%	

市民アンケートマナー向上のために必要と考える項目

884 4	令和4	4年度	平成29年度		
問14	回答数	割合	回答数	割合	
不法投棄に対する監視体制と罰則の強化	531	28%	559	26%	
たばこのポイ捨てに対する罰金を含む規制措置	444	23%	457	21%	
大人のためのマナー教育	211	11%	325	15%	
地域単位での環境監視員制度の発足	148	8%	180	8%	
廃棄物減量等推進委員の積極的な活用	153	8%	195	9%	
環境に配慮した行動に対する表彰制度の創設	123	6%	154	7%	
環境に配慮した行動を行っているモデル自治会やモデル事業所を活用した普及啓発事業	262	14%	291	13%	
その他	41	2%	31	1%	
合計	1913	100%	2192	100%	

(14) 水資源・エネルギー

本市の水道普及率は92.1%(令和2年度末)で、安全で安定的な水資源の供給が 求められています。

私たちは水や電気など、様々な資源・エネルギーを活用して生活を営んでいます。しかし、近年の生活水準の向上などにより、資源・エネルギーの消費量は増加しており、ひいては地球温暖化を始めとする環境への影響と資源の枯渇などが懸念されています。資源・エネルギーを有効活用するためには市民一人ひとりの意識が大事です。市民アンケートでは、省エネルギー推進のための行動として、冷暖房の設定温度は控えめにしている方は88%、家電製品の主電源をこまめに切っている方は60%、照明をこまめに切っている方は89%、自動車の不必要なアイドリングをしない方は82%などとなっています。家電製品の主電源をこまめに切っている方は6ポイント減となっており、そほかの項目は前回調査とほぼ同率となっています。一方、太陽熱利用や太陽光・風力発電などの機器を設置している方は7%で、前回調査の2倍超となっています。

今後も、環境にやさしいライフスタイルや省エネルギーを呼びかけるとともに、新エネルギーの活用などを促進する必要があります。

市民アンケート 冷暖房の設定温度は控えめにしている人の割合

問11. 1	令和4	4年度	平成29年度		
[D] I I . I	回答数	割合	回答数	割合	
いつもしている	264	37%	317	40%	
どちらかといえばしている	364	51%	374	48%	
どちらかといえばしていない	69	10%	70	9%	
全くしていない	14	2%	23	3%	
合計	711	100%	784	100%	

市民アンケート 家電製品の電源をこまめに切っている人の割合

問11. 2	令和4	1年度	平成29年度		
D Z	回答数	割合	回答数	割合	
いつもしている	155	22%	204	26%	
どちらかといえばしている	273	38%	320	40%	
どちらかといえばしていない	227	32%	204	26%	
全くしていない	59	8%	62	8%	
合計	714	100%	790	100%	

市民アンケート 照明をこまめに切っている人の割合

問11. 3	令和	4年度	平成29年度		
向日、3	回答数	割合	回答数	割合	
いつもしている	286	40%	362	45%	
どちらかといえばしている	350	49%	347	44%	
どちらかといえばしていない	64	9%	77	10%	
全くしていない	15	2%	8	1%	
合計	715	100%	794	100%	

市民アンケート 自動車の不必要なアイドリングをしない人の割合

8811 4	令和4	- 1年度	平成29年度		
問11. 4	回答数	割合	回答数	割合	
いつもしている	289	42%	304	42%	
どちらかといえばしている	274	40%	287	39%	
どちらかといえばしていない	80	12%	95	13%	
全くしていない	39	6%	45	6%	
合計	682	100%	731	100%	

市民アンケート 太陽熱利用や太陽光・風力発電などの機器を設置している人の割合

問11. 7	令和4	4年度	平成29年度		
	回答数	割合	回答数	割合	
設置している	47	7%	25	3%	
設置していない	663	93%	758	97%	
슴計	710	100%	783	100%	

(15) 事業活動

本市は米代川の水運と北前船による西廻り海運の要所として栄え、木材産業の隆盛により「木都能代」の名で全国に知られ、稲作中心の第一次産業、木材関連産業を中心とする第二次産業により発展してきました。

また、能代木材工業団地、能代工業団地など生産活動の環境を整備し、企業誘致が行われています。能代工業団地が全て分譲されたことから、新たな工業団地が検討されています。産業分類別従業者数の平成22年度と令和2年度の比較では、全体では12ポイント減少し、第一次産業は約18ポイント、第二次産業は約24ポイント、第三次産業は約7ポイントの減少となっています。構成比では、第1次産業と第2次産業が減少し、第3次産業が増えています。

また近年は、環境に配慮した企業行動が事業の継続的発展に不可欠となりつつあり、環境マネジメントシステムであるISO14001などの認証取得や環境会計の導入、環境報告書の作成・公開、SDGs経営などを行う企業が増えています。また、温室効

果ガスの排出量取引の制度も運用されています。

これらの事業活動は私たちの生活を豊かにし、本市の発展に寄与することとなりま すが、一方で資源・エネルギー消費により環境へ負荷を与えている点も看過できませ ん。今後も、地場産業の振興を図りつつ、事業活動を展開する際には環境への影響を 抑えるため、適切な措置を行っていく必要があります。

<u>(16)</u>環境教育·環境学習

本市では各種市民講座が開催されているほか、市内の小中学校では、道徳、社会科及 び理科の時間を活用した環境教育や「総合的な学習の時間」を活用した体験型の環境教 育が展開されています。

市民アンケートでは、環境学習の場や機会について、51%の方が満足していないこ とを示していますが、満足していない方は前回調査より1ポイント減少しています。ま た、環境に関する情報量については、52%の方が満足していないことを示しています が、満足していない方は、前回調査より1ポイント減少しています。

近年の深刻な環境問題を解決するには、一人ひとりの意識や行動、モラルによるとこ ろが大きくなっています。

このため、環境に関する情報提供を推進し、市民の意識啓発を図るとともに、小中学 生への環境教育を積極的に展開する必要があります。

市民アンケート 環境学習の場や機会に関する満足度

問7. 9	令和4	4年度	平成29年度	
р. 7. 9	回答数	割合	回答数	割合
満足	24	4%	41	6%
どちらかといえば満足	285	46%	293	42%
どちらかといえば不満足	276	44%	305	44%
不満足	41	6%	55	8%
슴計	626	100%	694	100%

市民アンケート 環境に関する情報量に関する満足度

問7. 8	令和4	1年度	平成29年度		
D / . O	回答数	割合	回答数	割合	
満足	28	4%	32	4%	
どちらかといえば満足	283	44%	312	43%	
どちらかといえば不満足	293	45%	319	44%	
不満足	48	7%	62	9%	
슴計	652	100%	725	100%	

(17)環境保全活動

本市では過去に産業廃棄物の不適正処理に伴う環境の悪化があり、今もその対策が行われています。このことを教訓として、同じことが二度と起こらないような対策が必要です。

また、近年の環境問題は、かつての公害問題のように特定の発生源によるものばかりではなく、様々な要因が複雑に絡み合って引き起こされています。特に地球温暖化の問題は、それぞれが被害者でもあり加害者でもあるという側面があります。従って、その解決のためには市民、事業者、市が環境保全に対して担うべき役割を理解し、さらに一歩進んで自主的な行動を起こしていくことが必要です。

本市では、自然保護団体や資源回収団体及び清掃・美化団体など、様々な環境保全団体が活動しています。市民アンケートでは、自宅周辺や地域の清掃活動を行っている方は43%となっており、前回調査より7ポイント減っています。また、環境に関するボランティア活動に参加したいと答えた方は13%で、どちらともいえないと答えた方は64%です。時間がなくて参加できない方も多く見られますが、環境保全のための具体的行動に結びつくような情報提供など、全市的な取り組みを強化していく必要があります。

市民アンケート 自宅周辺や地域の清掃活動を行っている人の割合

問12. 1	令和4	1年度	平成29年度		
	回答数	割合	回答数	割合	
いつもしている	74	10%	119	15%	
どちらかといえばしている	239	34%	275	35%	
どちらかといえばしていない	229	32%	236	30%	
全くしていない	172	24%	156	20%	
合計	714	100%	786	100%	

市民アンケート 環境に関するボランティアに参加したいと思う人の割合

問15. 1	令和4	· 4年度	平成29年度	
рр го. т	回答数	割合	回答数	割合
参加したい	90	13%	272	35%
どちらともいえない	457	64%	_	-
参加したくない	165	23%	511	65%
合計	712	100%	783	100%

(18)環境情報

環境保全の学習や教育を通じて意識を高め、環境保全活動への参加へつなげるためには、様々な環境に関する情報が必要とされます。本市では広報やホームページなどを活用し、環境に関する情報提供に努めています。

市民アンケートでは、環境に関するボランティア活動を推進するために必要だと思う項目について、ボランティア活動に関する情報提供が最も多くなっています。

今後は、ボランティア活動だけでなく、環境に関するさまざまな情報の収集を行うと ともに、必要な情報を提供し、市民、事業者、行政が情報を共有できる仕組みづくりが 必要です。

市民アンケート 環境に関するボランティア活動推進のために必要だと思う項目

BB1E 2	令和4年度		平成29年度	
問15.3		割合	回答数	割合
家族の理解	95	6%	155	9%
職場の理解	144	10%	209	12%
ボランティアをしようとする場合の相談窓口や支援体制の充実	272	18%	290	16%
行政による環境ボランティア活動に関する情報提供	345	23%	374	21%
行政による市内の環境問題に関する継続的な情報提供	219	15%	259	14%
ボランティア団体(地域団体も含む)への財政支援	181	12%	210	12%
ボランティア団体(地域団体も含む)が行う事務処理への支援	48	3%	80	4%
ボランティア活動を推進するリーダーの育成	156	11%	208	11%
その他	33	2%	20	1%
合計	1493	100%	1805	100%

(19)地球環境

新興国における経済成長や世界人口の増大の中で、地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性の損失等の世界規模の環境問題が深刻化しています。

本市においても、直近5年間の降雨成分調査結果を見ると、数値に変動があるものの、ほとんどが酸性雨(pH5.6以下)という状況にあります。

また、今のところ環境基準を満たしているとはいうものの微小粒子状物質 (PM2.5) の影響も懸念されます。

こうした地球環境問題を解決するためには、国際的あるいは国、県レベルの取組はも ちろん、一人ひとりの環境への配慮の積み重ねが重要であり、「地球規模で考え、地域 レベルで行動を起こす」ことが求められています。

本市では、地球温暖化やエネルギー資源の枯渇といった課題に対し、令和元年3月、「能代市次世代エネルギービジョン」を策定して次世代エネルギーの導入・普及に関す

る方向性を示しました。市民アンケートでは、再生可能エネルギーの導入を積極的に行うべき、及び周辺環境に配慮して進めるべきと回答した方の合計が78%となっています。その理由としては、地球温暖化対策として有効、災害時の非常用電源の確保が27%で、導入で気を付けるべき点は、騒音、振動と周辺住民の合意が20%台と多くなっています。

地球環境問題は、地域に根ざした活動として引き続き取り組んでいく必要があります。

雨水の pH の状況

資料 環境衛生課

区分	H29	H30	R元	R 2	R 3
1回目	5.3	5.8	4.6	5.9	5.7
2回目	4.5	4.4	5.7	5.5	5.6
3回目	4.9	5.3	6.0	5.1	5.7

※酸性雨の基準 pH5.6

市民アンケート 再生可能エネルギーの導入について

BH 1.C. 1	令和4年度		平成29年度	
問16. 1		割合	回答数	割合
積極的に導入を進めるべき	169	24%	388	49%
周辺環境に配慮して進めるべき	381	54%	_	_
導入は慎重に行うべき	86	12%	254	32%
導入すべきでない	12	2%	9	1%
わからない	62	8%	141	18%
合計	710	100%	792	100%

市民アンケート 再生可能エネルギーの導入に積極的と答えた方の理由

問16.2	令和4年度		平成29年度	
р 10.2	回答数	割合	回答数	割合
地球温暖化対策として有効である	368	26%	282	27%
化石燃料の代替となる	235	17%	-	-
雇用の拡大につながる	175	13%	182	17%
地域経済への波及が期待できる	164	12%	155	15%
災害時などの非常用電源が確保できる	249	18%	224	21%
能代市の知名度が上がり、観光客など来訪者が増える	54	4%	58	5%
子供たちの環境学習につながる	134	10%	153	14%
その他	5	0%	7	1%
슴計	1384	100%	1061	100%

市民アンケート 再生可能エネルギーの導入で気を付けるべき点について

問16.3	令和4年度		平成29年度	
ы 10.3	回答数	割合	回答数	割合
住宅や学校などの公共施設、福祉施設等との距離	266	14%	297	16%
景観への影響	236	13%	252	13%
周辺環境との調和	334	18%	371	19%
騒音、振動	507	27%	511	27%
地域資源の地域による活用	129	7%	-	-
周辺住民の合意	375	20%	448	23%
その他	24	1%	31	2%
숌計	1871	100%	1910	100%

1. 4 課題の整理

第1次計画の検証や環境要素ごとの特性、課題を総合的にまとめると、 本市の環境上の課題は次のように整理されます。

(1) 大切な自然の保全と活用が必要です。

本市は、世界自然遺産・白神山地を望み、日本海や米代川など、多くの自然に恵まれています。

市街地及び周辺においても森林や農地などの緑や、風の松原やきみまち阪、小友沼などの地域を代表する貴重な自然も残されています。令和4年度の市民意識調査では、本市の豊かな自然を他に誇れると思う市民の割合は63.0%で、目標の75%には届きませんでした。また、高齢化や産業構造の変化などから、里山の荒廃や耕作放棄地の増加が見られ、それらが有する公益機能が減少しているほか、野生動物による被害も増え、これまで生息していなかったニホンジカやイノシシが目撃されるなど、野生動物とのかかわり方も課題になっています。

一方、これらの自然はレクリエーションや環境学習の場でもあり、豊かな景観としての機能も有しています。

このため、全ての生物をはぐくむ豊かな自然と共生しながらこれを保全し、かつ、 私たちの財産として積極的に活用していくことが必要です。

(2) 安全・安心で住みよいまちづくりが必要です。

本市では快適で住みよい生活環境の整備を進めています。市民アンケートでは、大 気・水・音の環境、公園緑地といった市全体の環境では、ほとんどの項目で多くの方 が満足していることを示していますが、公共交通機関の利用のしやすさやタバコやご みのポイ捨てなどのマナーについては、満足していないという回答が多くなっていま す。

一方普段の生活では、食卓・台所・風呂などの使用時の配慮については、油を流し に流さないようにしている方の割合が、13ポイント増えたものの、その他の項目で は、していると答えた人の割合は、前回調査とほぼ同じか、減少する結果となってい ます。

日常生活や事業活動を続ける限り、たとえいかなる努力を重ねたとしても、環境への負荷を避けて通ることはできません。また日常生活や事業活動が汚染の原因になることもあります。環境への負荷を減らし、持続可能な社会を構築するためにも一人ひとりがこうしたことを強く認識し、生活環境の整備や保全に努めていくことが必要です。

(3) 資源を大切にして、資源が循環する社会を構築することが必要です。

1人1日あたりのごみの排出量は、家庭系のごみについては、平成24年以降多少の増減はあるものの、前期計画の指標目標の達成には至っていません。資源ごみは年々減少していますが、事業系ごみについては、社会経済情勢の影響を受け、増減を繰り返しています。

ゴミ排出量を減らすためには、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再 生利用(リサイクル)のいわゆる3Rの取り組みをさらに強化する必要があります。

また、限りある資源を有効活用するためには、市民一人ひとりの意識が大事です。 市民アンケートでは、家庭における省エネでしていることについては、項目によって 多少の増減はあるものの、前回調査とほぼ同様の結果となっており、今後も環境にや さしいライフスタイルや省エネルギーを呼び掛けていく必要があります。

さらに、国際社会では地球規模の環境について盛んに論議されており、人類一人ひとりが、地域が、国家がそれぞれの立場で取り組んでいくことが求められております。 本市では、地球温暖化防止や限りある資源の有効活用を図るため、地域特性を生かした再生可能エネルギー導入の取り組みが進められています。

今後も、市民、事業者、市が、それぞれの立場で、また協働して取り組んでいくことが必要です。

(4)市民一人ひとりの意識を高め、身近なところから行動することが必要です。

市民アンケートでは、環境に関するボランティア活動への参加について、「どちらともいえない」選択肢を追加したところ64%の方が選択したこともあり、参加したいとの回答が前回調査より22ポイント減少しました。また自宅周辺や地域の清掃活動を行っている市民の割合も7ポイント減少するなど、意識の低下が懸念されます。一方、能代版アダプトプログラムともいうべき「のしろクリーンパートナー」の登録団体数は30団体と、前期計画の指標目標の33団体に近づいています。

今後も環境に関する情報を収集・提供し、市民の環境に対する意識をさらに高め、 具体的な環境保全活動に結びつけていくことが必要です。

また、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球全体の環境保全について、本市でも酸性雨が観測されたり、異常気象に見舞われるなどの影響が見られることから、日常生活における環境への配慮が地球環境問題の解決につながることを自覚し、本市の環境のみならず周辺地域、さらには地球規模での環境保全に身近なところから積極的に取り組んでいくことが必要です。

第2章 計画の目指すもの

令和9年度を展望した長期的な目標として、環境面から目指すべき環境像とそれを支える基本目標像を掲げ、この環境像の実現に向けた環境施策の体系を示します。

2. 1 目指すべき環境像と基本目標像

「能代市環境基本条例」の基本理念の実現に向け、本市の環境面からみた目指すべき環境像と、それを支える4つの基本目標像を掲げます。

目指すべき環境像

みんなでつくり 次世代へつなぐ 環境のまち のしろ

基 本 目 標 像

1. 豊かな自然を守り共生するまち

本市は、北に世界自然遺産白神山地を望み、市内を東西に流れる米代川や風の松原、きみまち阪、小友沼、七座山といった豊かな自然にあふれています。これらの貴重な自然は市民共有の財産であり、守り育てて次世代へ引き継いでいかなければなりません。

これらの豊かな自然を守り育てるために、自然と触れ合い理解すること、具体的な自然保護活動を推し進めること、里山里地や森林、農地の保全に努めること、グリーンツーリズムなどで自然を積極的に利用していくことなどに取り組みます。

2. 健康で安心して暮らせるまち

日常生活や事業活動は、環境に対して何らかの負荷を伴っています。本市はきれいな水や空気、豊かな自然に囲まれたとても恵まれた環境にありますが、中には環境基準を満たしていない項目も見られます。より良い環境の中で、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、市民、事業者、行政がそれぞれの立場でできることを積み重ね、また相互に協力して努力していきます。

3. 資源を大切にし、資源が循環するまち

資源には限りがあります。その限りある資源を大切に使うためには、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rを推進して資源の好循環につなげるとともに、日常生活で省エネを意識したこまめな行動をとり、持続可能な地域社会を構築することが必要です。

地球温暖化防止や限りある資源の有効活用を図るためには、一人ひとりが身近なところから意識し、行動することが必要です。また地域特性を生かし、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入による地域活性化と低炭素社会の実現を目指します。

4. 環境について学び、自ら行動できるまち

環境問題に対する意識を高め、実践していくためには、環境教育、環境学習の振興が欠かせません。行政は情報の収集に努めるとともに、広く、きめ細かく情報発信して市民の関心や興味を高め、身近な行動やボランティア活動につなげていきます。

また、環境教育は、学校教育はもちろん、大人を対象としたプログラムの提供に 努め、本市の環境を守り、活用につなげていきます。

2. 2 環境施策の体系

目指すべき環境像の実現に向け、基本目標像を柱に次のような体系で環境施策の基本的方向を示します。

基本目標像	1	豊かな自然を守り共生するまち
	1	身近な自然環境を守ります
施策の基本的方向	2	里地里山、森林や農地の保全に努めます
	3	自然を積極的に活用します
基本目標像 2		健康で安心して暮らせるまち
	1	よりよい生活環境を創出します
施策の基本的方向	2	安全な食と水の確保に努めます
	3	環境リスクの軽減に取り組みます
基本目標像 3		
基本目標像	3	資源を大切にし、資源が循環するまち
基本目標像	3	資源を大切にし、資源が循環するまち ごみの減量と資源化に取り組みます
基本目標像 施策の基本的方向	1	·
	1	ごみの減量と資源化に取り組みます
	1 2	ごみの減量と資源化に取り組みます 省エネルギーを励行します
施策の基本的方向	1 2 3	ごみの減量と資源化に取り組みます 省エネルギーを励行します 再生可能エネルギーの導入を進めます
施策の基本的方向	1 2 3 4 1	ごみの減量と資源化に取り組みます 省エネルギーを励行します 再生可能エネルギーの導入を進めます 環境について学び、自ら行動できるまち

第3章 環境施策の展開方向

目指すべき環境像の実現に向け、基本目標像を柱とした環境施策の体系に基づき、取り組むべき具体的な環境施策の展開方向を示します。

3. 1 豊かな自然を守り共生するまち

3. 1. 1 身近な自然環境を守ります。

本市は風の松原や小友沼、七座山、そして世界自然遺産白神山地を望む恵まれた自然環境に囲まれています。また、公園や街路樹、川べりといった身近な自然環境は、まちの景観を魅力的なものにし、自らの地域に対する愛着心の育成にもつながります。

これらの貴重な自然環境を守り継承していくために、市民、環境保全団体等と行政が連携をとりながら、地域の貴重な自然環境を守るための取り組みを進めます。

- ◇風の松原、米代川、きみまち阪、小友沼、白神山地などの優れた自然環境を次世代に引き継いでいくため、マナー向上等の啓発活動に努めます。
- ◇生態系への人為的影響の軽減や外来種移入の防止などに努め、生態系の保全に努めます。
- ◇人と野生動物の共生のため「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「絶滅のお それのある野生動植物の種の保存に関する法律」の適正運用などにより、野生動物の保 護と生息・生育環境の保全に努めます。
- ◇市民ボランティアによる海岸や河川などの清掃活動、水質浄化のための市民運動を支援 するとともに、不法投棄の防止に努めます。
- ◇河川改修などにあたっては、関係機関と協議し、周囲の景観や生息する生物などの自然環境に配慮します。
- ◇「能代市緑の基本計画」に基づいて、花や苗木の配布等により、緑に対する市民等の意識の高揚を図ります。
- ◇のしろクリーンパートナー制度の活用等により、街路樹や都市公園等の環境美化活動を 市民と連携を図りながら推進します。
- ◇街並み景観の向上のため、電線地中化の促進や路線ごとの街路樹の統一化に努めます。
- ◇公共施設の緑化を図ります。

3. 1. 2 里地里山、森林や農地の保全に努めます。

里地里山は、古くから人々の暮らしと深い関りを持ちながら、日本の原風景の一つになっています。また森林は、水源かん養、二酸化炭素の固定、大気の浄化、生物種保存、レクリエーション機能を、農地は食料生産機能のほかに洪水調節機能や多様な生物の生息地を提供する機能があります。しかし近年は、少子高齢化等の影響を受け、森林や農地、里地里山の荒廃が目立ち、クマなどの野生動物が人里に出没するようになりました。こうしたことから、先人が風土の中で培かった知恵を生かしながら里地里山、森林や農地の保全に努めます。

- ◇農村地域の水環境や生態系の保全を図るため、ため池や水路、農道などの農業施設の適 正管理と耕作放棄地等の増加防止に努めます。
- ◇「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ活動」と協力・連携 し、ガンカモ類の生息環境の保全に努めます。
- ◇「能代市森林整備計画」に基づいて、森林の持つ公益的機能の維持に努めます。
- ◇松くい虫対策については、関係機関と連携しながら風の松原を中心とした海岸林を重点 的に防除し、保全に努めます。
- ◇なら枯れ被害の情報収集に努め、被害が拡大しないようその対策に努めます。
- ◇里地里山の整備により、人とクマなどの野生生物との生息を区分する方策を検討します。
- ◇ニホンジカ、イノシシの生息状況の把握と情報収集に努めます。

3.1.3 自然を積極的に活用します。

本市には身近に触れることができる自然がいたるところにあります。また、身近な自然は、生命の不思議さや複雑な仕組みに触れる絶好の場でもあります。

そのためにグリーンツーリズムや自然観察会などを積極的に取り入れた活動を推進します。

- ◇本市の豊かな自然についての情報を市内外に積極的に発信していきます。
- ◇自然観察会等で豊かな自然に触れ合う機会を増やします。
- ◇農村環境を活かしたグリーンツーリズムなどによる地域間交流を促進します。
- ◇安全で親しみのある水辺環境を創出するため、水辺の整備を促進します。

3.2 健康で安心して暮らせるまち

3.2.1 よりよい生活環境を創出します。

私たちは誰もが安心して暮らせる生活環境を欲しています。きれいな水、きれいな空気、不必要な騒音のない環境は人が生活していく上で最低限、必要な要素です。

安全・安心して暮らせる生活環境は行政だけでは実現できません。

このことから、安心して暮らせるまちづくりのため、市民、事業者、行政が協力しながら誰もが住みたくなり、誇りを持てるようなまちづくりを推進します。

- ◇国や県などの関係機関や米代川流域の市町村と協力・連携し、ごみや生活排水などによる水質汚濁防止、油類などの流出事故発生時における被害の拡大防止に努めます。
- ◇水質汚濁事故の未然防止と事故時の被害拡大防止を徹底させます。
- ◇公共用水域の水質状況の定期的な分析調査を行います。
- ◇公共下水道や浄化槽の生活排水処理施設の整備を進めるとともに、トイレの水洗化等を 支援します。
- ◇生活排水が混入している水路や排水管の整備により周辺環境の悪化を防止します。
- ◇工場・事業場排水による水質汚濁事故の未然防止や、悪臭防止に関する啓発や指導に努め、事故時の被害の拡大防止を徹底させます。
- ◇工場・事業場に対して大気汚染に繋がる有害化学物質などの自主的な管理の徹底と使用の削減を促します。
- ◇アクリルたわしや環境負荷の少ない洗剤の使用など、台所で容易にできる生活排水対策の啓発に努めます。
- ◇側溝等の悪臭防止のため、清掃を行います。
- ◇酸性雨・PM2.5等に関する情報の収集・提供に努めます。
- ◇ごみの野焼きなどの不適正な焼却をしないよう指導・周知などを行います。
- ◇日常生活における騒音・振動・悪臭を防止するための自主的な対策や配慮を促します。
- ◇国道などの主要な沿道や住宅地の騒音の状況を定期的に測定するとともに、必要に応じ 測定地点見直しなどを検討します。
- ◇有害化学物質などの濃度を把握するため、土壌の定期的な分析調査を行います。
- ◇街灯のLED化を進めます。
- ◇除雪のルール等を周知するとともに、都市公園などを排雪場として利用します。

3. 2. 2 安全な食と水の確保に努めます。

食と水の安全は、私たちの命を支えるとても大事なもので、安心して食べられる食材や飲料水を確保できる環境が整えられていなければなりません。

そのため、地域の農家の方々との連携を深めながら、安心して食べられる食材を地域で 生産し消費する仕組み(地産地消)を推進するとともに、良好な飲料水の確保を図ります。 また、誰もが安全で健康な毎日を送れるよう、食と水への市民の関心を促します。

- ◇農薬や肥料等の適正使用により、安全・安心な農産物の生産を促進します。
- ◇地産地消と食育を推進します。
- ◇水道整備を効果的に進めます。
- ◇民営の簡易水道及び小規模水道の適正な維持管理や施設整備等を支援します。
- ◇水道未普及地域の飲用井戸水の水質検査を行います。

3. 2. 3 環境リスクの軽減に取り組みます。

本市では、過去に産業廃棄物の不適正処理事案に伴う環境の悪化があり、今もその対策が行われています。大事なことは、このことを教訓として、同じことが二度と起こらないような対策を講じていくことです。

また、様々な環境リスクに対して、その状況把握とリスクを想定した対策により、誰もが安心して住めるまちづくりを進める必要があります。

このことから、規制の見直し、環境アセスメントの厳格な実施、防災体制の充実など を講じ、安全で安心して住めるまちづくりを推進します。

- ◇能代産業廃棄物処理センターなどの環境保全対策は、地元住民や県と連携しながら、適 正に行います。
- ◇「能代産廃問題」の教訓を踏まえ、環境に対する市民の積極的な行動や保全活動を行政 が一体となって促進します。
- ◇環境問題に関する最新の研究や国・県の法令改正等に迅速に対応し、必要に応じて条例、 規則などの整備及び見直しを実施します。
- ◇環境問題に関する苦情を把握し、適切かつ迅速に対応し、法令等の遵守の指導に努めます。
- ◇大気や水質など市内の環境について把握するため、環境調査を行います。
- ◇事業活動に伴う公害の未然防止と環境保全を図るため、その啓発に努めるほか、必要に応じて環境保全協定の締結を進め、その運用を図ります。
- ◇建設資材に含まれる有害化学物質について、情報の収集・提供に努めます。
- ◇豪雨や洪水、土砂災害等の災害に備え、ハザードマップによる避難場所や災害危険個所 等の周知啓発、自主防災組織の活性化と設立促進、防災体制の充実強化等に努めます。
- ◇地球温暖化による感染症のリスクや健康への影響について、情報の収集・提供に努めます。
- ◇地球温暖化の進行に伴い、温室効果ガスの削減など「緩和策」だけでなく、気候変動への 対応など「適応策」の必要性を認識し、その情報収集に努め、施策を検討します。
- ◇ごみ処理施設の整備を計画的に推進します。
- ◇最終処分場については、広域化も視野に入れた検討を行います。

3.3 資源を大切にし、資源が循環するまち

3.3.1 ごみの減量と資源化に取り組みます。

年々ごみの減量化は進んできておりますが、今ある資源のストックを枯らすことなく、将来世代も我々と同様の利便性を得られるようにするためにはさらに資源の循環を推進する必要があります。

このことから、3R(Reduce:リデュース、Reuse:リユース、Recycle:リサイクル)の意識を高め、ごみの減量を推進します。

また高齢者の方々にも配慮したごみの分別・収集の仕組みづくりを検討します。

- ◇コンポスト機器の普及推進に向け、生ごみ堆肥化普及啓発事業等を継続します。
- ◇建設副産物のリサイクル、リユースを進めます。
- ◇ごみを出さない、エネルギーを使わない、素材を活かしたエコクッキングの普及・啓発に努めます。
- ◇環境への負荷が少ない製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入」に努めます。
- ◇ごみの廃棄について、市民及び事業者への適正な処理を指導します。
- ◇ごみの発生を抑えるリデュース、繰り返し使用するリユースの意識啓発に努めます。
- ◇公共施設等へ常設のリサイクルボックスを設置するなど、ごみ分別に市民が積極的に取り組める仕組み作りを検討します。
- ◇資源ごみ回収に関して、民間活力の導入や集団回収を拡げることにより、リサイクル率 の向上を図ります。
- ◇分別収集を進めるため、廃棄物減量等推進員制度の有効活用に努めます。
- ◇高齢者世帯等に配慮したごみの分別・収集方法を検討します。
- ◇報奨金やコミュニティビジネス等に関する検討を進め、資源化の推進に努めます。
- ◇回収した廃棄物から資源物の回収に努めます。
- ◇廃食用油の回収と再利用を推進します。

3.3.2 省エネルギーを励行します。

省エネルギーは、エネルギー使用の合理化を総合的に進めるために提唱され、産業部門への規制が主なものでした。その後地球規模で温暖化対策が叫ばれるようになり、温室効果ガスの排出量を削減するため、業務・家庭の民生部門の対策が強化されています。

省エネルギーは、地球温暖化対策や限りある資源の有効活用につながり、一人ひとりができることは小さくても、市民、事業者、行政が全市単位で行うことで、その効果はとても大きなものになります。

このことから、地球温暖化対策を主眼に、省エネルギーをさらに推進していきます。

- ◇地球温暖化につながる温室効果ガス削減の普及・啓発に努めます。
- ◇市自らが、環境配慮に向けた先進的な取組を展開し、事業者の環境配慮の意識を啓発します。
- ◇環境マネジメントシステムの普及に取り組みます。
- ◇「COOL CHOICE」を周知・啓発し、市民・事業者・行政が一体となって実践に 努めます。
- ◇公共交通機関や自転車の利用促進、ノーカーデーやカーシェアリングの普及啓発に努めます。

3. 3. 3 再生可能エネルギーの導入を進めます。

地球温暖化対策と化石燃料の有限性から地球規模で再生可能エネルギーへのシフトが進められています。また、再生可能エネルギーの導入は、新たな産業の育成にもつながります。

このことから、地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を進めていくことが必要です。

- ◇風力や太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ◇太陽熱やバイオマス熱、排熱などの熱エネルギーの活用を促進します。
- ◇海洋再生エネルギー発電設備拠点港湾及びリサイクルポートである能代港の有効活用を図ります。
- ◇次世代エネルギーの活用に関する情報の収集・提供に努めます。

3. 4 環境について学び、自ら行動できるまち

3. 4. 1 環境学習の振興を推進します。

本市の環境を将来世代にわたって保全するためには、特に幼少期における自然環境学習が重要です。また、それらの学習プログラムを推進するには地域の学校や活動団体等が中心的な役割を担わなければなりません。加えて環境学習の内容は自然の仕組みにとどまらず、先人から継承した自然との付き合い方、使い方も網羅する必要があります。

このことから、これらの環境学習プログラムの実施を推進し、その過程や成果を絶えず市内外に情報発信しつつ、本市の環境を守り・活用していく人材の育成に取り組んでいきます。

- ◇行政、市民、学校が連携しながら環境について学習できる環境整備に努めます。
- ◇こども環境探偵団・環境大学などの環境学習の機会の充実に努めます。
- ◇地域の伝統文化の継承や歴史の伝承に努めます。
- ◇星空観察会等により、光環境への意識を高めます。
- ◇環境に関する情報発信の拡充のため、広報の連載記事の検討、ホームページ掲載内容の 充実を図るほか、ブログの活用方法等について検討します。
- ◇環境家計簿など、市民が日常生活において実践できる環境保全活動の情報提供を行います。
- ◇県内各都市と連携して、環境に関する各種問題についての情報交換を行い、地域環境の 改善に努めます。

3. 4. 2 環境保全団体等の育成を図ります。

本市の豊かで貴重な自然を守り、継承していくためには、広く地域における様々な活動が重要です。その中心的役割を果たす自然保護や環境学習などに取り組む環境保全団体等の活動は、自然の仕組みだけではなく、先人たちから継承した自然との付き合い方、使い方も網羅する必要があります。

このことから、本市の環境を守り・活用していく環境保全団体の育成に取り組んでいきます。

- ◇環境保全団体などの育成を図り、その団体などの実施する環境保全活動の支援に努めます。
- ◇環境活動について顕著な団体や個人の活動を広く紹介します。
- ◇ごみの減量化に取り組む団体等を支援します。

3. 4. 3 きれいなまちづくりを進めます。

豊かな環境や美しい景観も心無い人たちのごみのポイ捨てや不法投棄によって大きく損なわれています。そしてこれらのポイ捨て、不法投棄の多くは本来子供たちに見本を示すべき大人によってなされています。

このことから、ごみのポイ捨てのないきれいなまちづくりのため、マナー教育とごみ の不法投棄の防止に積極的に取り組んでいきます。

- ◇のしろクリーンパートナー制度の普及を図ることにより、環境に対する意識啓発・教育を 推進します。
- ◇野焼きによるごみの不適正な焼却をしないよう周知・指導を徹底します。
- ◇公共施設の利用マナーの向上を図るため、啓発活動を行います。
- ◇街区公園等の遊具や公衆トイレの点検を地域と連携しながら定期的に行います。
- ◇自治会、子ども会等による地域ごとの清掃活動の普及・啓発に努めます。
- ◇関係機関と協力して、不法投棄の早期発見、防止に努めます。
- ◇不法投棄パトロールやマナー向上についての啓発活動等を強化します。

第4章 重点環境施策

この計画を牽引する先導的かつ優先的な環境施策を重点環境施策と位置づけ、取組と指標目標を示します。

4.1 重点環境施策の位置づけ

各種環境施策をより具体的にイメージすることができ、環境の保全と創造に 関する取組のシンボルとなり、この計画を牽引する先導的かつ優先的な環境施 策を「重点環境施策」と位置づけ、次の6つを「重点環境施策」とし、取り組み を推進します。

〈重点環境施策を位置づけるに当たっての視点〉

- ・市民・事業者に特に望まれているもの
- ・市として重点的に取り組むべきもの
- 能代らしさのあるもの

【重点環境施策】

- ◎身近な自然環境に対する意識の高揚を図り、自然との共生に取り組みます。
- ◎安全・安心な食の提供と地産地消の推進に取り組みます。
- ◎廃棄物の減量化に取り組みます。
- ◎温室効果ガス排出量の抑制に取り組みます。
- ◎ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。
- ◎環境に関する情報発信の強化に取り組みます。

4.2 重点環境施策の内容

4.2.1 身近な自然環境に対する意識の高揚を図り、自然との共生に取り組みます。

本市は、風の松原や米代川、きみまち阪県立自然公園、そして世界自然遺産白神山地を望む恵まれた自然環境に囲まれています。市民アンケートでも、これらは「能代市が他に誇れる象徴的な場所、または重点的に保全・整備すべき場所」として上位に挙げられています。一方「環境調査や自然観察会への参加」「環境保護団体の活動への参加」などの項目では、「いつもしている」「どちらかといえばしている」と答えた人の割合は2~4%と極めて低く、恵まれた自然環境にある、という意識は高いものの、その環境を知ること、守ることなどの具体的行動にはつながっていないことがわかります。

このことから、市民や環境団体等と連携しながら、身近な自然環境に対する意識を高めるとともに、自然を積極的に利用して自然との共生に取り組みます。

◎施策の展開方向

- ◇風の松原、米代川、きみまち阪、小友沼、白神山地などの優れた自然環境を次世代に引き継いでいくため、マナー向上等の啓発活動に努めます。
- ◇のしろクリーンパートナー制度の活用等により、街路樹や都市公園等の環境美 化活動を市民と連携を図りながら推進します。
- ◇環境保全団体等の育成を図り、その団体等の実施する環境保全活動の支援に努めます。
- ◇環境活動に顕著な団体や個人の活動を広く紹介します。
- ◇本市の豊かな自然についての情報を市内外に積極的に発信していきます。
- ◇こども環境探偵団・環境大学などの環境学習の機会の充実に努めます。
- ◇自然観察会等で豊かな自然に触れ合う機会を増やします。
- ◇農村環境を活かしたグリーンツーリズムなどによる地域間交流を促進します。
- ◇安全で親しみのある水辺環境を創出するため、水辺の整備を促進します。

◎主な事業

- ・こども環境探偵団・環境大学等の充実
- 自然観察会の開催
- ・グリーンツーリズムの推進

・環境保全団体等の支援 など

◎指標目標

指標	現状	5年後の目標 (令和9年度)
☆米代川やきみまち阪、風の松原などの豊かな自然を、他に誇れると思う市民の割合(市民意識調査)	68.3% (令和3年度)	75.0%
☆環境学習講座 (環境大学・こど も環境探偵団)参加延べ人数	3 1 人 (令和3年度)	150人

◎市民・事業者の取組

- ・ 市民の取組
 - ○身近な自然環境への理解を深める。
 - ○環境学習講座や自然観察会等への参加に努める。
 - 〇ボランティア活動への参加に努める。
- 事業者の取組
 - ○身近な自然環境への理解を深める。
 - 〇自然に配慮した事業活動に努める。
 - 〇ボランティア活動への参加に努める。
 - 〇グリーンツーリズムの推進に努める。

4. 2. 2 安全・安心な食の提供と地産地消の推進に取り組みます。

食の安全・安心は、私たちが食事を通じて生命を維持し、健康で充実した生活を送るうえで極めて重要です。そのためには生産者を始めとした食品関連事業者の安全・安心に向けた意識の向上や取り組みが必要です。

また、食品輸送による環境負荷の低減(フードマイレージ)や新鮮な食材を 一刻も早く消費者に届けるためには、地産地消の推進や産直販売の促進を図る 必要があります。

このため、地域の農家との連携を深めながら、安心して食べられる食材を地域で生産し、地域で消費する仕組みを推進するとともに、良好な飲料水の確保を図り、誰もが安全・安心で健康な毎日を送れるよう取り組みます。

◎施策の展開方向

- ◇安全・安心な農産物生産を促進します。
- ◇食育を推進します。
- ◇産直販売を促進します。
- ◇水道整備を効果的に進めます。
- ◇水道未普及地域の飲用井戸水の水質検査を行います。

◎主な事業

- 地産地消の推進
- 食育の推進
- ・水道未普及地域の解消 など

◎指標目標

指標	現状	5年後の目標 (令和9年度)
☆地場農産物の学校給食使用率	37.6% (令和3年度)	40.0%
☆水道普及率	92.1%(令和2年度末)	93.0%

◎市民・事業者の取組

- ・ 市民の取組
 - 〇安全・安心な食に関する認識を高める。
 - 〇地元産の農産物を積極的に購入する。
 - ○食に関する正しい知識や望ましい習慣を身につける。
 - 〇水資源を大切にし、節水に努める。
- 事業者の取組
 - 〇安全・安心な農産物の生産、提供に努める。
 - 〇地元産の食材の利用に努める。
 - 〇地産地消協力店に登録する。
 - 〇水資源を大切にし、節水に努める。

4. 2. 3 廃棄物の減量化に取り組みます。

大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルは、様々な環境問題を引き起こしてきました。今ある資源を有効に活用し、将来世代にも健全で恵まれた環境と安心で豊かな生活を引き継ぐためには、資源の循環を推進するなど、廃棄物を減量化して循環型社会を構築していく必要があります。

廃棄物の減量化のためには、ごみの減量、再使用、そしてリサイクルを積極的に推進するだけでなく、そもそもごみを出さないライフスタイルを実践していくことが大事です。なかでも家庭から排出される生ごみや最近話題となっている食品廃棄物、食品ロスの減量化は大きな課題となっています。

環境にやさしい快適な暮らしを実現するために、廃棄物の減量化と3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進による資源の好循環に、市民、事業者、市が協働して取り組みます。

◎施策の展開方向

- ◇ごみの廃棄について、市民及び事業者への適正な処理を指導します。
- ◇ごみの発生を抑えるリデュース、繰り返し使用するリユースの意識啓発に努めます。
- ◇コンポスト機器の普及推進に向け、生ごみたい肥化普及啓発事業等を継続します。
- ◇食材の使い切りと水切りによる生ごみの減量化を進めます。
- ◇「家庭での食べきり運動」を実施し、食品ロス削減に取り組みます。
- ◇飲食店での食べ残しを減らすための「食べきり運動」を展開します。
- ◇資源ごみの回収に関して、民間活力の導入や集団回収を拡げることにより、リサイクル率の向上を図ります。
- ◇分別収集を進めるため、廃棄物減量等推進員制度の有効活用に努めます。

◎主な事業

- ・2R(リデュース、リユース)の意識啓発
- ・食材の使い切りや水切りによる生ごみの減量とコンポストの普及
- 「食べきり運動」(飲食店へのチラシ配布等)の展開
- ・資源ごみ回収促進報奨金の推進
- ・廃棄物減量推進員研修会の開催

など

◎指標目標

指標	現状	5年後の目標 (令和9年度)
☆1 人1日当たり家庭系ごみ排 出量 (資源化物を除く)	5 4 1 g (令和 3 年度)	5 0 0 g
☆リサイクル率	27.8% (令和3年度)	30.0%

◎市民・事業者の取組

市民の取組

- ○ごみの分別を徹底する。
- ○修理やメンテナンスにより「もの」の長期間の使用を心がける。
- ○詰め替え製品、量り売り等の商品を選択する。
- ○マイバッグの持参や簡易包装の選択に取り組む。
- ○食材の使いきり、生ごみの水きりに努める。
- ○食べきれる量の調理や外食時の食べきりを心がける。

事業者の取組

- ○原材料、製造、販売等事業活動に伴う廃棄物の発生を抑える。
- ○資源リサイクルに努める。
- 〇「グリーン購入」に努める。
- ○少量・ばら売りや小盛など食品廃棄物が出ないように努める。
- 〇会食時には食べきりを心がける。
- ○簡易包装の推進に努める。

4. 2. 4 温室効果ガス排出量の抑制に取り組みます。

社会経済活動の拡大やエネルギーの大量消費などにより、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での環境問題が人類の生存基盤に大きな脅威を与えています。

我が国ではカーボンニュートラル宣言をし、温室効果ガスの排出量を令和12 (2030)年度に平成25 (2013)年度比で46.0%削減し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする目標を掲げています。この目標を達成するためには、一人ひとりがその原因者であることを自覚して、環境に配慮した行動を実践することが求められています。

このため、市民・事業者・市それぞれが、地球環境という大きな視点に立って、身近なところからできることを実践して、温室効果ガス排出量の抑制に取り組みます。

◎施策の展開方向

- ◇地球温暖化につながる温室効果ガス削減の普及・啓発に努めます。
- ◇環境マネジメントシステムの普及に取り組みます。
- ◇「COOL CHOICE」を普及・啓発し、市民・事業者行政が一体となって実践に努めます。
- ◇公共交通機関や自転車の利用促進、ノーカーデーやカーシェアリングの普及・ 啓発に努めます。
- ◇風力や太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ◇太陽熱やバイオマス熱、排熱などの熱エネルギーの活用を促進します。
- ◇街灯のLED化を進めます。

◎主な事業

- 「COOL CHOICE」の普及、推進
- ノーカーデーの取り組みの推進
- ・再生可能エネルギーの導入・利活用促進
- ・地球温暖化対策実行計画の策定

など

◎指標目標

指標	現状	5年後の目標 (令和9年度)
☆市役所庁舎分の温室効果ガス 排出量の削減	- 1 0. 7 % (令和3年度)	基準年より 12%削減
☆再生可能エネルギー導入量	76, 803kW (令和3年度)	250, 000kW

◎市民・事業者の取組

- 市民の取組
 - O「COOL CHOICE」を実践する。
 - 〇公共交通機関や自転車利用に努める。
 - 〇再生可能エネルギーの導入・利活用に努める。
- 事業者の取組
 - O「COOL CHOICE」を実践する。
 - 〇ノーカーデーに取り組む。
 - 〇再生可能エネルギーの導入・利活用に努める。

4. 2. 5 ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。

本市ではごみの減量化やリサイクルに取り組んでいるものの、社会経済活動の発展やわたしたちの生活レベルの向上などから、ごみの総排出量や一人当たりの排出量はなかなか減りません。また、美しい能代市の環境や景観も心無い人たちのごみのポイ捨てや不法投棄によって損なわれます。

市民アンケートでは、タバコやごみのポイ捨てなどのマナーについて、前回調査より改善したとはいうものの、56%の方が満足していないことを示しています。不法投棄の多くは、子供たちに見本を示すべき大人によって行われています。

このため、ごみの少ないきれいなまちづくりのため、マナー教育やのしろクリーンパートナー制度の普及、不法投棄の防止などに積極的に取り組みます。

◎施策の展開方向

- ◇市民ボランティアによる海岸や河川などの清掃活動、水質浄化のための市民運動を支援するとともに、不法投棄の防止に努めます。
- ◇野焼きによるごみの不適正な焼却をしないよう周知・指導を徹底します。
- ◇自治会、子ども会等による清掃活動の普及・啓発に努めます。
- ◇関係機関と協力して、不法投棄の早期発見、防止に努めます。
- ◇不法投棄パトロールやマナー向上についての啓発活動等を強化します。

◎主な事業

- マナー教育の推進
- ・クリーンアップ活動の実施及び支援
- ・のしろクリーンパートナー制度の普及
- ・不法投棄対策の推進など

◎指標目標

指標	現状	5年後の目標 (令和9年度)
☆クリーンアップ参加人数 割合(全人口比)	4. 41% (令和3年度)	8. 00%
☆のしろクリーンパートナー 登録団体数	30団体 (令和3年度)	33団体

◎市民・事業者の取組

- ・ 市民の取組
 - 〇モラル意識を持ち、環境美化に努める。
 - 〇ポイ捨て、不法投棄をしない。
 - 〇クリーンアップ等に参加する。
- 事業者の取組
 - 〇のしろクリーンパートナーに登録して環境美化に努める。
 - 〇クリーンアップ等に参加する。
 - 〇不法投棄等をしない。
 - ○従業員へのマナー教育に努める。

4. 2. 6 環境に関する情報発信の強化に取り組みます。

本市では前期計画に基づいて様々な環境情報を提供しながら環境施策の展開に努めてきましたが、市民アンケートでは、環境に関する情報量や環境ボランティアに関する情報などのいわゆる情報不足を指摘する声が多く見られました。よりよい環境を創るためには、市民・事業者への効果的な情報提供が欠かせません。

このため、市広報を始め、インターネットなど様々な媒体を利用して、わかりやすく的確な情報提供に積極的に取り組みます。

◎施策の展開方向

- ◇本市の豊かな自然についての情報を市内外に積極的に発信していきます。
- ◇環境に関する情報発信の拡充のため、広報の連載記事の検討、ホームページや ブログの掲載内容の充実を図ります。
- ◇再生可能エネルギーに関心を持つきっかけを提供し、学ぶ機会を創出します。

◎主な事業

- ・広報のしろへの連載記事の掲載
- ブログの開設
- ・産業フェアにPRコーナーの設置
- ・能代次世代エネルギースクール
- ・のしろ次世代エネルギーパークなど

◎指標目標

指標	現状	5年後の目標 (令和9年度)
☆広報のしろへの環境情報の掲 載回数	6回 (令和3年度)	6回
☆環境ブログの更新回数	週 O . 3 3 回 (令和 3 年度)	週 1 回

◎市民・事業者の取組

- ・ 市民の取組
 - ○環境情報への関心を高める。
 - 〇得た情報から、できることを実践する。
- 事業者の取組
 - ○環境情報への関心を高める。
 - 〇得た情報から、できることを実践する。

第5章 計画の実現に向けて

地域において環境問題への取り組みを進め、この計画に掲げられた目指すべき環境像を実現するためには、市民・事業者・行政が地域の課題や問題点、今後の方向性を共通認識し、各主体が環境保全、環境改善行動を自主的に実践するとともに、お互いに協力・連携して環境のまちづくりを進めることが必要です。

そのため、環境施策の進捗状況を定期的に把握、点検、評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

5.1 市民・事業者・行政のパートナーシップ

環境のまちづくりを推進するためには、市民・事業者・行政が各々の役割を果たし、協力・連携していくこと、また、計画の評価・見直をしながら進めていくことが重要です。

このため本市では、市民・事業者・行政による環境情報の共有とパートナーシップの充実・強化を図るとともに、計画の推進状況等を環境審議会に報告して点検・評価や意見・提言を受けてその反映に努め、効率的かつ効果的に計画を推進します。

5.2 推進体制の整備

環境施策を総合的かつ計画的に推進するためには、庁内の各部局間の連携・連絡を密にし、事業の調整を行う必要があります。

このため、能代市環境マネジメントシステム推進本部を活用し、全庁的に環境 施策の進捗状況の把握に努めるとともに、各種計画や事業の調整・連携を行い、 この計画を総合的、体系的に推進します。

5.3 広域的な協力・連携

地球温暖化、大気汚染及び水質汚濁など、環境問題には本市だけでは解決できないものが少なくありません。

このため、地球環境問題や水質保全、産業廃棄物の処理など広域的な対応が必要な課題については、国及び県の方針などを踏まえながら、周辺関係市町村や先進的な取組を行っている自治体などと積極的に情報交換を行うとともに、協力・連携体制を強化し、広域的な取組を進めます。

5.4 計画の進行管理・見直しの実施

この計画に掲げられた環境施策を効果的に推進し継続的改善を図るため、計画 (Plan) ⇒実施・運用 (Do) ⇒点検 (Check) ⇒見直し (Action) の P D C A サイクルにより、定期的に実施状況の把握、点検・評価、見直しを行います。

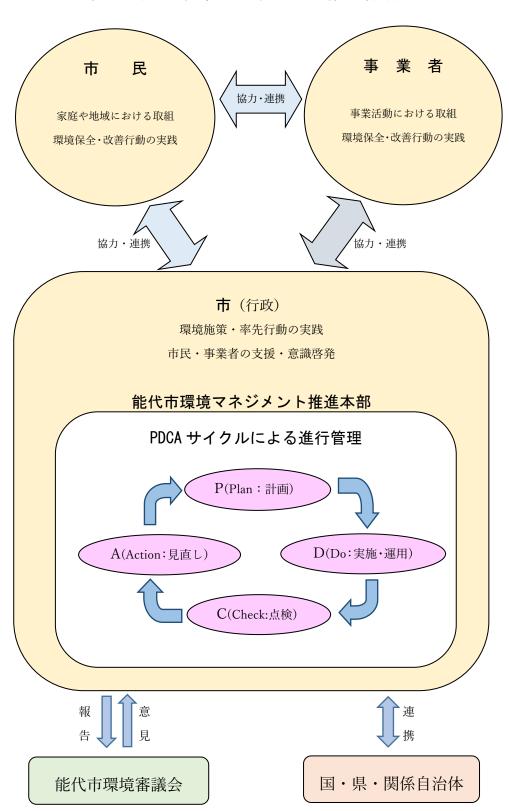
そのための仕組みとして能代市環境マネジメントシステムを活用し、重点施策などの目標の数値化を行い、市民・事業者を交えた環境監査により実施状況を点検、評価します。その他の環境施策についても、PDCAサイクルによる定期的な点検と評価を行い、その着実な推進を図ります。

また、実施状況の評価や環境監査の結果に基づき、定期的な環境施策の見直しを行うとともに、社会情勢の変化等により必要に応じて計画全体の見直しを行います。

5. 5 環境に関する情報の公開

市の実施した環境調査の結果及び市が講じた環境施策等について、能代市環境審議会へ報告するとともに、広報紙やホームページなどで広く市内外に公表し、様々な意見や提案を受け、環境施策の評価、見直しに活かすとともに、事業への反映に努めます。

第2次能代市環境基本計画 推進体制



資料編

- 1 第2次能代市環境基本計画中間見直しの経過
- 2 能代市環境審議会委員名簿
- 3 能代市環境のまちづくり市民懇談会委員名簿
- 4 用語解説

資 料 編

1 第2次能代市環境基本計画中間見直しの経過

令和 4 年 6 月 1 日 環境のまちづくりに関する市民アンケート実施 (~20 日)

6月16日 令和4年度第1回能代市環境審議会(書面開催)

・第2次能代市環境基本計画及び第2次能代市一般廃棄物処理基本 計画の見直し方針について

8月5日 令和4年度第1回能代市環境のまちづくり市民懇談会

- 委嘱状交付
- ・策定のスケジュール等について
- ・第2次能代市環境基本計画及び第2次能代市一般廃棄物処理基本 計画の取り組み状況について
- ・環境のまちづくりに関する市民アンケートの結果について
- ・意見交換(環境に関する全体的な事項について)

8月30日 令和4年度第2回能代市環境のまちづくり市民懇談会

・第2次能代市環境基本計画及び第2次能代市一般廃棄物処理基本 計画の指標目標について

10月6日 令和4年度第3回能代市環境のまちづくり市民懇談会

- ・第2次能代市環境基本計画及び第2次能代市一般廃棄物処理基本 計画の中間見直し内容について
- 提言書について
- 11月18日 令和4年度第4回能代市環境のまちづくり市民懇談会
 - ・第2次能代市環境基本計画及び第2次能代市一般廃棄物処理基本 計画の中間見直しに係る提言について
- 11月29日 能代市議会本会議 市長説明
 - ・第2次能代市環境基本計画等の中間見直しについて
- 12月12日 パブリックコメント実施(~令和5年1月11日)

令和 5 年 2 月 14 日 令和 4 年度第 3 回能代市環境審議会

第2次能代市環境基本計画の中間見直しについて(諮問)

3月1日 能代市環境審議会から答申

2 能代市環境審議会委員名簿

任期:自 令和4年11月25日~至 令和6年11月24日 ②会長 〇職務代理 (令和5年3月現在)

ノ明幼八年 (中和3年3月現任)
推薦団体名
二ツ井地区区長連絡協議会
能代市自治会連合協議会
能代市浅内漁業協同組合
能代市連合婦人会
秋田県薬剤師会 能代山本支部
能代市山本郡医師会
能代商工会議所
秋田県立能代科学技術高等学校
能代市社会福祉協議会
二ツ井町商工会
あきた白神農業協同組合
自然観察指導員ルーペの会
秋田県立大学 木材高度加工研究所
食の環研究会

(五十音順:敬称略)

3 能代市環境のまちづくり懇談会委員名簿

任期:自 令和4年8月5日~至 令和5年3月31日 ◎座長 ○職務代理 (令和5年3月現在)

F	E :	名	推薦団体名
○梅□	日佳	洋	風の松原の再生と共に歩む会
越前名	幸~	也	二ツ井町観光協会
大 均	录 孝	_	秋田エコプラッシュ株式会社
大 系	床 啓	正	大森建設株式会社
男	東 栄	子	あきた白神農業協同組合
小木	木 一	成	能代市老人クラブ連合会
桜日	日 隆	雄	風の松原に守られる人々の会
島山	奇 博	人	畑クリーンサービス株式会社
竹口	寸 善	行	東北電力株式会社 能代火力発電所
田村	寸 久	子	能代市連合婦人会
千 芽	善 千万	恵子	公募
寺 阝	勺 征	夫	おとも自然の会
平り	善	子	能代商工会議所
古丿	川 久	義	風の松原ガイドの会
渡音	事 康	生	能代山本広域市町村圏組合
◎渡 i	11 千	明	秋田県立大学 木材高度加工研究所

(五十音順:敬称略)

4 用語解説 (五十音順)

あ

I S O 14001

国際標準化機構(International Organization for Standardization)が制定した環境マネジメントシステムに関する一連の国際規格のうち、環境マネジメントシステムの仕様(スペック)を定めた規格で、ISO 規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければいけない事項が盛り込まれています。この規格によりシステムを構築した組織は、その適合性について外部機関の審査により認証を取得することができます。

アダプトプログラム

市民と行政が協働で進めるまち美化プログラムのことで、「アダプト」とは「養子縁組をする」という意味であり、ボランティアとなる市民や企業を"里親"として、公園や道路などの一定区画を自らの養子とみなし、定期的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みです。

本市では、「のしろクリーンパートナー制 度」としてこの取り組みを進めています。

い

一般廃棄物

法令で規定されている産業廃棄物以外の 廃棄物のことで、家庭などから排出される 可燃ごみや粗大ごみ(生活系)と、事業所な どから排出される産業廃棄物以外の廃棄物 (事業系)があります。

え

エコクッキング

食べ物やエネルギーを無駄にせず、水を 汚さない、ごみを減らすなど、環境に配慮し ながら調理することをいいます。

SDGs

貧困、紛争、気候変動、感染症。人類は、これまでになかったような数多くの課題に直面しています。このままでは、人類が安定してこの世界で暮らし続けることができなくなると心配されています。そんな危機感から、世界中のさまざまな立場の人々が話し合い、課題を整理し、解決方法を考え、2030年までに達成すべき具体的な目標を立てました。それが「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」です。

お

オゾン層

地表から 10~50 km上空の成層圏にある オゾン濃度の高い大気の層で、太陽光に含 まれる紫外線のうち、生物に有害な波長を 吸収して地球上の生物を保護する役割があ ります。しかし近年、冷蔵庫や空調機等に使 われていたフロンガスなどによりオゾン層 が破壊され、その濃度が減少していること が観測されています。

温室効果ガス

地球の表面から放出される赤外線を吸収

して、熱が地球から出ていくのを防ぐ性質のある大気中の気体です。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素の7種類のガスを温室効果ガスとして定めています。

か

海洋再生エネルギー発電設備拠点港湾

洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用される基地港湾においては、重厚長大な資機材を扱うことが可能な耐荷重・広さを備えた埠頭が必要であり、高度な維持管理のほか、広域に展開し、参入時期の異なる複数の発電事業者間の利用調整も必要であるため、当該基地港湾の特定の埠頭を構成する行政財産について、国から再エネ海域利用法に基づく選定事業者等に対し、長期・安定的に貸し付けることとして国が指定した港湾です。

カーシェアリング

1台の自動車を複数の会員が共同で利用 する自動車の新しい利用形態のことで、車 を必要な時だけ使うようになり、過剰な自 家用車の利用を抑制する効果が期待され、 二酸化炭素の排出量の削減につながります。

化石燃料

石炭、石油、天然ガスなどの地中に埋蔵されている燃料の総称で、数百万年以上前の植物プランクトンなどが地中に埋もれ、高熱、高圧などの影響を受けてできたといわれています。

カーボンニュートラル

「カーボン」は「炭素」、「ニュートラル」は「中立」を意味する言葉で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことをいいます。バイオマスエネルギーは、植物の成長過程における光合成による二酸化炭素の吸収量と、植物の焼却による二酸化炭素の排出量が相殺され、大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないと考えられ、カーボンニュートラルといわれています。また、植林や自然エネルギーの導入などは、人間活動による二酸化炭素の排出量を相殺できることからカーボンニュートラルと呼ぶことがあります。

環境アセスメント(環境影響評価)

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある 事業について、あらかじめその事業の環境 への影響を調査、予測、評価し、その事業に ついて、適正な環境配慮を行うことです。

環境会計

企業などが、持続可能な発展を目指して 社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全 への取り組みを効率的かつ効果的に推進し ていくことを目的として、事業活動におけ る環境保全のためのコストとその活動によ り得られた効果を可能な限り定量的(貨幣 単位または物量単位)に測定し、伝達するた めの仕組みのことです。

環境家計簿

家庭における温暖化対策として、電気、ガス、水道、ガソリン、灯油、廃棄物量などを 記録して、一定期間の集計を行うことにより、家庭でどんな環境負荷が発生している かを家計の収支計算のように行うものです。 環境家計簿をつけることにより、自らが環 境についての意識をもって、生活行動の点 検、見直しを継続的に行うことができます。

環境監査

企業などの自主的な環境管理の取り組み 状況について、内部者または外部者が客観 的な立場からチェックを行うことをいいま す。事業活動を環境保全に配慮したものに 変えていくためには、自らの事業活動の環 境に与える影響を十分認識するとともに、 定期的にチェックする体制を作ることが欠 かせないことから、多くの企業体で導入さ れてきています。

環境基準

環境基本法第16条に定められた「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のことで、国が定める行政目標です。直接工場等を規制する規制基準とは異なります。

環境報告書

企業や自治体といった組織が、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況及び環境負荷の低減に向けた取組等について取りまとめ、一般に公表するものです。

環境保全協定

環境保全の一つの手段として、自治体または住民と企業との間で締結される協定のことで、法令の基準を補完する、地域に応じ

た環境保全の目標値の設定や具体的な対策 の明示などを内容としています。

環境マネジメントシステム

企業や自治体といった組織が、環境配慮の観点から環境改善を継続的に行うために、組織の活動を体系的、効率的、効果的に運用することで、自らの事業活動や製品・サービスによる環境への影響、またその可能性を把握し、環境配慮の方針や計画を立て(Plan)、その実現に向けた環境配慮を実行し(Do)、その達成度を点検し(Check)、見直し・改善する(Action)というPDCAサイクルに基づき、継続的な環境改善を図る一連の体制・手続き等の仕組みのことをいいます。

環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が、環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれをいい、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性(おそれ)を示す概念です。環境リスクの考え方は、環境保全上の支障の原因となるおそれのある要因が対象となりますが、狭義には化学物質による環境リスクをいう場合が多いとされています。

き

気候変動

気候変動枠組条約では、「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然の変動に対して追加的に生ずるもの」と定義さ

れています。気候変動の要因は自然と人為 的な要因があり、自然の要因には大気自身 に内在するもののほか、海洋の変動、火山の 噴火によるエアロゾル(大気中の微粒子)の 増加、地球軌道変化などがあります。一方人 為的な要因には、人間活動に伴う二酸化炭 素などの温室効果ガスの増加やエアロゾル の増加、森林破壊などがあります。

<

COOL CHOICE (賢い選択)

地球温暖化対策のための国民運動で、例えばエコカーを買う、エコ住宅にする、エコ家電にする、という「選択」。高効率な照明に替える、公共交通を利用する、という「選択」。クールビズを実践する、ウォームビズを実践する、という「選択」。低炭素なアクションを習慣的に実践するというライフスタイルの「選択」。グリーン購入、製品やサービスを購入する際に、その必要性を充分に考え、品質や価格だけでなく環境のことを考えて、環境にやさしいものを選んで購入することをいいます。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において、その自然、文化、 農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽 しむ滞在型の余暇活動のことをいいます。 農林漁業の体験、地域の食体験、お祭りへの 参加などさまざまなメニューが開発されて おり、国でも農山漁村と都市部の住民が交 流できる基本的な指針や法律を整備し、グ リーンツーリズムの振興を図っています。

٦

公益的機能

例えば森林や農地は、木材や農産物など の生産機能のほかに国土の保全、水源かん 養、災害防止、大気浄化、生物多様性の確保 などさまざまな機能をあわせ持っています。 こうした機能のうち、生産機能を除いた、 人々の生活に恩恵をもたらす機能をいいま す。

COP21 (コップ21)

COPとは、気候変動枠組条約締約国会議 (Conference of Parties)の略称で、地球温 暖化対策に世界全体で取り組んでいくため の国際的な議論の場のことをいい、2015年、 21回目の会議がパリ(フランス)で開催さ れたため、その会議のことが COP21 (パリ 会議)と呼ばれています。

コミュニティビジネス

福祉や教育、環境保護など地域が抱える 課題について、地域住民が主体的に、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で解決 しようとするもので、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することで地域の新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを 生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。

コンポスト

生ごみなどの有機物を微生物の働きによって発酵分解させて堆肥にしたものをいいます。



再生可能エネルギー

風力、太陽光、水力、地熱、バイオマスなど地球の自然環境の中で枯渇することなく、絶えず供給され、繰り返し利用できるエネルギーのことをいいます。発電時や発熱時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しません。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃 プラスチック類などをいいます。

酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が硫酸塩や硝酸塩に変化して雨水に取り込まれ、強い酸性を示すようになった雨のことで、一般にpH 5.6 以下のものをいいます。酸性雨は、河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物にも被害を与えます。



COD (化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demand の略で、水中の有機物が酸化剤で化学的に分解されたときに消費される酸素の量のことをいいます。海域、湖沼の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど汚染が進んでいるといえます。

次世代エネルギー

一般的には、「新エネルギー」のほか、普及促進や研究開発が進められている天然ガス、燃料電池、水素、コージェネレーションなどこれからの時代を担うエネルギー源を総称して使われています。

自然エネルギー

自然現象から電気や熱などのエネルギーを作り出すことで、繰り返し使ってもなくならないことから、再生可能エネルギーと同義語として使われています。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2015年9月、国連総会で採択された人間、地球及び繁栄のための行動計画で、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会などに関する17の目標と169のターゲットからなる持続可能な開発目標(SDGs)を掲げており、2030年までに目標の達成に力を尽くすとしています。

循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から 採取する資源をできるだけ少なくし、それ を有効に使うことによって、廃棄されるも のを最小限に抑える社会のことです。

食育

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識とバランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むことです。

食品ロス

売れ残りや食べ残し、期限切れ食品、食材

の余りなど、食べられるのに捨てられている食べ物のことをいいます。

新エネルギー

二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのことで、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」では、技術的にはすでに実用段階に達しているが普及が十分でないものとされ、政令でバイオマス燃料製造、バイオマス熱利用、太陽熱利用、温度差熱利用、雪氷熱利用、バイオマス発電、地熱発電、風力発電、水力発電(1,000kw以下)、太陽光発電の10種類が「新エネルギー等」と規定されています。

森林整備計画

森林法の規定により、市が行う森林政策 の方向や森林所有者等が行う伐採・造林の 指針等を定めています。

す

水源かん養

森林が持つ機能で、土壌に雨を貯え、河川に流れ込む水の量を平準化して洪水や渇水を緩和するとともに、川の流量を安定させるほか、雨水が地下を通過することで水が浄化される機能も持っています。

3R (スリーアール)

「リデュース(Reduce): 発生抑制」、「リ ユース(Reuse): 再使用」、「リサイクル (Recycle): 再生利用」の 3 つの英語の頭 文字を表し、循環型社会を形成していくた めの環境配慮に関するキーワードとなって います。

た

ダイオキシン類

有機塩素化合物で、「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)とポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン (PCDD)、コプラナ・ポリ塩化ビフェニル (Co-PBC)と定義しています。工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質で環境中に広く存在し、その量は非常に微量ですが、強い毒性を持っています。

太陽熱利用システム

太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムで、「再生可能エネルギー」のひとつです。

ち

地球温暖化

地球を取り巻く二酸化炭素やメタンなどのガス(温室効果ガス)は、地球から宇宙へ放射される赤外線を吸収する性質を持ち、地表の気温を生物の生存に適当な温度に保っていますが、温室効果ガスが増えることで地球全体の温度が上がることをいいます。地球温暖化によって海面水位が上昇したり、生態系や農業にも大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

地産地消協力店

本市では、新鮮でおいしく、安全・安心な 地元産農産物を利用・販売し、広く市民や観 光客等にアピールすることで地場産農産物の消費拡大を進める店として、この趣旨に 賛同し、登録を受けた店を地産地消協力店 として PR しています。

て

低炭素社会

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素など温室効果ガスの排出を産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のことをいいます。

dB (デシベル)

音圧または音の強さを表す単位です。感 覚的にわかりやすい数値にするために考え られた表示方法で、比率や倍率を表す相対 的な単位です。

な

なら枯れ

ナラ、シイ、カシなどのブナ科樹木が枯れる森林被害のことで、カシノナガキクイムシという昆虫が媒介するラファエレラ・クエルキボーラという学名を持つ糸状菌(通称:ナラ菌)がまん延して木を枯らします。

の

ノーカーデー

自動車による交通渋滞や大気汚染の軽減 を目的として、特定の日にちや曜日を決め て自動車の利用を自粛しようとする運動の ことをいいます。

のしろクリーンパートナー

道路や公園などの身近な公共空間を市民が主体となって環境美化活動を行うことで、地域への愛着心や美化意識の高揚を図り、協働によるまちづくりを推進するプログラムです。アダプトプログラムの能代版として位置付けられています。

は

廃棄物減量等推進員制度

廃棄物処理法に定められている地域のご み減量のリーダーとして、ごみの出し方や 分別の指導、ゴミステーションの管理など を行い、地域と行政をつなぐパイプ役を担 っています。

パートナーシップ

協力関係、共同、提携などと訳されますが、市民、事業者、行政が協力、連携、参加 しあうことをいいます。

パリ協定

2015 年 12 月にパリ(フランス)で開催された気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において採択された新たな気候変動対策に関する法的文書のことをいいます。すべての国が参加して長期目標を位置付け、すべての国が温室効果ガス排出削減目標を5年ごとに提出・更新することを義務付けることを定められた画期的内容となっています。

ひ

BOD(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略で、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことをいいます。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど汚染が進んでいるといえます。

東アジア・オーストラリア地域フライウェ イ・パートナーシップ

東アジア・オーストラリア地域において、渡り鳥の保全に関わるさまざまな主体の国際的な連携・協力のための枠組みを提供することにより、鳥類の重要生息地の国際的なネットワークを構築するとともに、その普及啓発及び保全活動を促進することを目的とした国際的な協力事業として2006年11月に発足しました。この協力事業は1996年に策定された「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」を発展的に解消し構築されたりのであり、同戦略において登録されていたシギ・チドリ類、ツル類、ガンカモ類の3種群の重要生息地ネットワークの参加湿地は、本協力事業の重要生息地ネットワークの参加湿地は、本協力事業の重要生息地ネットワークに移行されることになりました。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中の浮遊粒子状物質のなかで、粒径 2.5 μm 以下の小さな粒子状物質のことをいいます。微小粒子状物質はその粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入り込み、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。平成 21 年 9 月に新たに微小粒子状物質に係る環境基準が定めら

れています。

ふ

フードマイレージ (food mileage)

食料の輸送距離という意味で、食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標(単位: t・km トン・キロメートル)のことをいいます。食糧の輸送に伴い排出される二酸化炭素が、地球環境に与える負荷に着目したもので、食品の生産地と消費地が近ければフードマイレージは小さくなり、遠くから食料を運んでくれば大きくなります。

4

緑の基本計画

都市緑地法の規定により、市が緑地の保全や緑化の推進を総合的、計画的に実施するため、その将来像、目標、施策などを定める基本計画をいいます。



木質バイオマス

再生可能な、生物由来の有機性資源のうち、木材からなるものをいいます。木質バイオマスには、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがあります。



有害化学物質

人体や環境に悪影響を与える化学物質の

総称で、その中には環境ホルモンや重金属も含まれます。有害化学物質は公害の原因になるほか、土壌や河川を汚染すると長年にわたってそこに住む人や動植物に悪影響を及ぼすおそれがあります。

有機農業 (栽培)

「有機農業の推進に関する法律」で、「「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されています。

IJ

リサイクルポート (総合静脈物流拠点港)

循環型社会形成を促進するため、広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾として全国で22港が指定されています。能代港は平成18年12月に指定されました。

※静脈物流:人の血管に例え、製品系の輸送を動脈物流、 生産や消費活動で排出されたものの輸送を静脈物流と 表現しています。

第2次能代市環境基本計画

~みんなでつくり 次世代へつなぐ 環境のまち のしろ~

平成30年3月

(令和5年3月見直し)

発行:能代市

編集:能代市環境産業部環境衛生課

TEL $0\ 1\ 8\ 5 - 8\ 9 - 2\ 1\ 7\ 3$

FAX 0 1 8 5 - 8 9 - 1 7 6 9

E-mail kankyo@city.noshiro.lg.jp

URL http://www.city.noshiro.lg.jp